

【表紙】

| | |
|----------------------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 殿 |
| 【提出日】 | 平成30年 5月18日 |
| 【発行者名】 | ラッセル・インベストメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長兼CEO ジョン・アール・ムーア |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ |
| 【事務連絡者氏名】 | 小室 絵美 |
| 【電話番号】 | 03-5411-3500 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 A（為替ヘッジあり） ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 B（為替ヘッジなし） |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 各ファンド1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 A（為替ヘッジあり）

ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 B（為替ヘッジなし）

（以上を総称して「当ファンド」、個別に「各ファンド」または「ファンド」という場合があります。また、ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 A（為替ヘッジあり）を「A（為替ヘッジあり）」または「アジア増配継続 A」、ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 B（為替ヘッジなし）を「B（為替ヘッジなし）」または「アジア増配継続 B」ということがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるラッセル・インベストメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称（「アジア増配A」、「アジア増配B」）として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(5)【申込手数料】

3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。

なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

また、「A（為替ヘッジあり）」と「B（為替ヘッジなし）」の間のスイッチング の場合にも、申込手数料はかかりません。

「A（為替ヘッジあり）」または「B（為替ヘッジなし）」のいずれかのファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金の申込受付日に、もう一方のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社については後述（8）に記載の照会先にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

| | |
|----------------------------------|-----------------------|
| 一般コース （収益分配金を受取るコース） | 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 |
| 自動けいぞく投資コース （収益分配金が再投資されるコース） | 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 |

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

なお、原則として、お申込み受付後のコース変更はできません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成30年5月19日から平成30年11月20日までです。

申込期間については、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において取得申込みの取扱いを行います。

販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、原則として、取得申込受付日から起算して6営業日目までに申込代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

「申込代金」とは、発行価格に申込口数を乗じた金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みません。）を加算した金額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、取得申込みの販売会社（前述の「（8）申込取扱場所」をご参照下さい。）に申込代金を支払うものとします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込方法

(a) 取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

(b) 当ファンドには、分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。

(c) 「自動けいぞく投資コース」よりお申込みされる場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で自動けいぞく投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結するものとします。なお、当該契約については、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

(d) 「A（為替ヘッジあり）」と「B（為替ヘッジなし）」の間でスイッチングができます。

スイッチングに際しては、申込手数料はかかりません。また、スイッチングによって取得申込み

をする場合のファンドの発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、スイッチングにより換金されるファンドについては、換金と同様に信託財産留保額および税金がかかりますので、ご注意ください。税金については、後述の「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご参照ください。

後述の 申込受付不可日を除きます。申込受付不可日については、販売会社または委託会社
にお問い合わせください。

申込受付不可日

香港証券取引所、ボンベイ証券取引所（インド）およびナショナル証券取引所（インド）のいずれ
かの休業日に該当する場合には、スイッチングを含め、取得申込みの受付は行いません。

取扱時間

各営業日 の午後 3 時までには販売会社が受付けた取得申込みを、当日の受付分とします。この時刻
を過ぎて行われる取得申込みは、翌営業日 の取扱いとなります。

前述の「 申込受付不可日」を除きます。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消

金融商品取引所 等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得
ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付
けた取得申込みの受付を取消することができます。

金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第
3 号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載
の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。当ファンドの
収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振
替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

<信託金の限度額>

委託会社は、受託会社と合意のうえ、「A（為替ヘッジあり）」および「B（為替ヘッジなし）」の合計で5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<基本的性格>

当ファンドが該当する一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類表

（「A（為替ヘッジあり）」および「B（為替ヘッジなし）」共通で、該当する商品分類を網掛け表示しています。）

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| | 海外 | 債券 |
| 追加型 | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

《商品分類の定義》

追加型：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（該当する属性区分を網掛け表示しています。）

「A（為替ヘッジあり）」

| | | | | |
|--------|------|--------|------|-------|
| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--------|------|--------|------|-------|

| | | | | |
|---|----------|---------|----------------------|---------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | | |
| | 年2回 | 日本 | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性() | 年4回 | 北米 | ファミリー ファンド | あり (フルヘッジ) |
| | 年6回(隔月) | 欧州 | | |
| | | アジア | | |
| 不動産投信 | 年12回(毎月) | オセアニア | | |
| その他資産 (投資信託証券(株式 一般)) | 日々 | 中南米 | ファンド・ オブ・ ファンズ | なし |
| | | アフリカ | | |
| 資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型 | その他() | 中近東(中東) | | |
| | | エマージング | | |

「B(為替ヘッジなし)」

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|----------|---------|----------------------|-----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | | |
| | 年2回 | 日本 | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性() | 年4回 | 北米 | ファミリー ファンド | あり () |
| | 年6回(隔月) | 欧州 | | |
| | | アジア | | |
| 不動産投信 | 年12回(毎月) | オセアニア | | |
| その他資産 (投資信託証券(株式 一般)) | 日々 | 中南米 | ファンド・ オブ・ ファンズ | なし |
| | | アフリカ | | |
| 資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型 | その他() | 中近東(中東) | | |
| | | エマージング | | |

《属性区分の定義》

その他資産(投資信託証券(株式 一般)):

目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは、投資信託証券(親投資信託)を通じて主として株式(大型株および中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。)に投資します。

年2回:

目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア:

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド：

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり（フルヘッジ）：

目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし：

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

（注1）当ファンドは投資信託証券（親投資信託）を通じて、主に株式に投資するため、「商品分類」における投資対象資産（収益の源泉）と「属性区分」における投資対象資産は異なります。

（注2）上記は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載しています。当ファンドが該当しない（網掛け表示していない）商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

< ファンドの特色 >

1 日本を除くアジア^{※1}の増配継続企業^{※2}の中から、特に配当成長性の高い企業の株式等^{※3}に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 「ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)を通じて運用します。
- マザーファンドにおける株式等の運用指図に関する権限を「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー」に委託します。
- 実質的な株式の組入比率は高位を維持することを基本とします。

※1 「ラッセル・グローバル株インデックス－アジア(除く日本)」^(注)(当インデックスは時価総額や流動性基準において一定の要件を満たした銘柄から構成されています。)の構成国・地域とします。2018年3月末現在の構成国・地域は以下のとおりです。

<中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、韓国、台湾、タイ>

(注)「ラッセル・グローバル株インデックス－アジア(除く日本)」の再出終了が予定されていることに伴い、2018年6月に「MSCI ACアジア(除く日本)IMIインデックス」に変更する予定です。同インデックスの構成国・地域は、上記のアジア10ヵ国・地域にパキスタンが加わりません(2018年3月末時点)。

※2 増配継続企業とは、一定期間にわたって増配を継続している企業をいいます。増配を継続しているか否かは、各企業の配当データを同一の基準で評価するために、毎年5月末時点から過去1年間における1株あたり配当金額を当該企業のその年の配当金とみなして、ラッセル・インベストメント独自の基準に基づき判断します。なお、当該増配継続企業が、今後も増配を継続するとは限りません。

※3 増配継続企業のDR(Depository Receipt(預託証券))の形で、ある国の発行企業の株式を、当該国外の市場で流通させるために、その株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券のことをいいます。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。)を含みます。また、増配継続企業(複数の場合を含みます。)の株債に連動する債券に投資する場合があります。

2 為替ヘッジを行う「A(為替ヘッジあり)」と、為替ヘッジを行わない「B(為替ヘッジなし)」から選択できます。

- 「A(為替ヘッジあり)」と「B(為替ヘッジなし)」の間でスイッチングができます。
- 「A(為替ヘッジあり)」では、対米ドルで為替ヘッジを行うことを基本とします^{※4}。なお、為替ヘッジの運用指図に関する権限を「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー」に委託します。

※4 「A(為替ヘッジあり)」では、アジア各国・地域の通貨の取引にかかる規制や為替ヘッジにかかるコスト、当該各通貨の米ドルとの連動性等を勘案し、実質組入外貨資産に対して米ドル売り・円買い取引による為替ヘッジを行うことを基本とします。

■ ポートフォリオ構築プロセス



資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

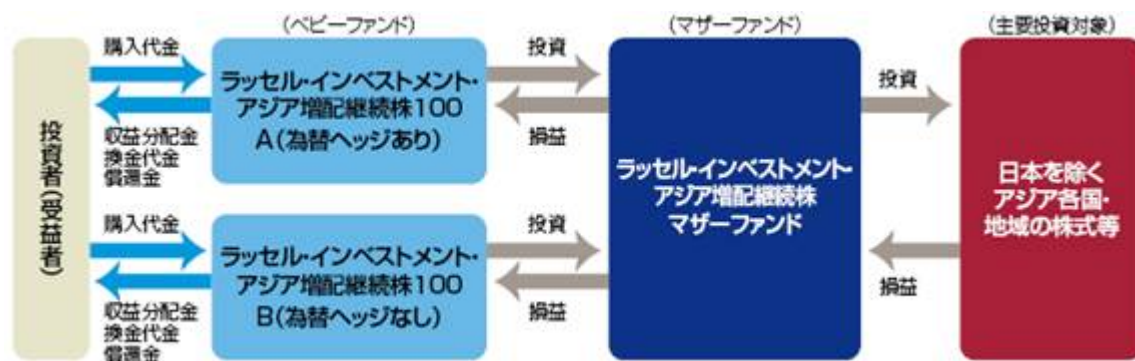
平成23年2月18日 信託契約の締結、当ファンドの設定日（運用開始日）
 平成28年11月23日 当ファンドの名称変更

(3) 【ファンドの仕組み】

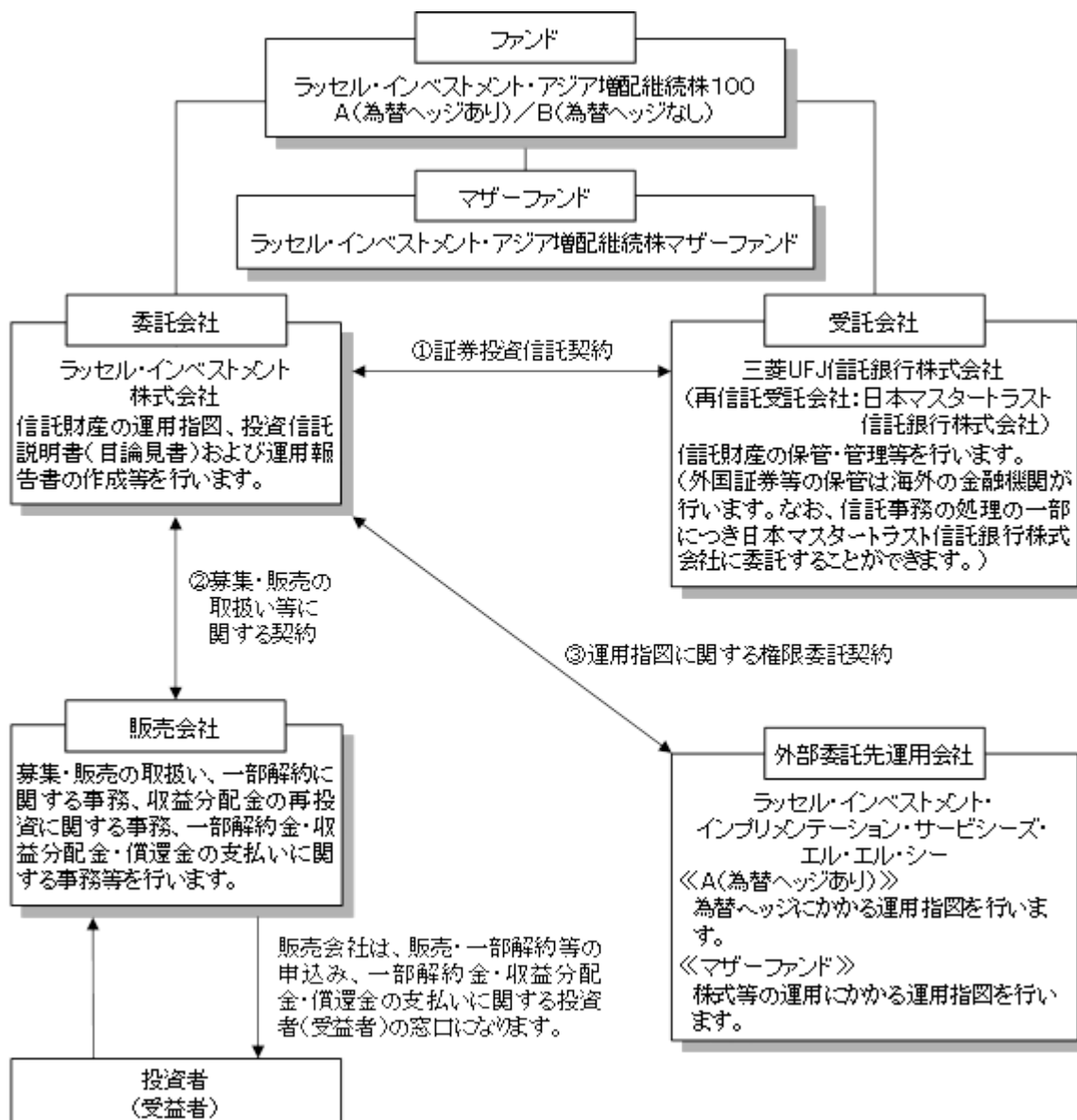
< ファンドの仕組み >

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンド（「A（為替ヘッジあり）」および「B（為替ヘッジなし）」）とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



< ファンドの関係法人および運営上の役割 >



< 契約の概要 >

証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で締結され、証券投資信託の運営に関する事項（運用の基本方針、投資対象、投資制限、委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係等）を定めた契約です。

募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等にかかる包括的な規則を定めた契約です。

運用指図に関する権限委託契約

委託会社と外部委託先運用会社の間で締結され、「A（為替ヘッジあり）」およびマザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。

< 委託会社の概況 >

資本金の額 490百万円（平成30年3月末現在）

沿革

- 平成11年3月9日 フランク・ラッセル投信株式会社設立
- 平成11年3月25日 「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得
- 平成11年11月15日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
- 平成12年1月27日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可取得
- 平成14年7月18日 「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更

平成18年2月16日 「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更

平成18年3月1日 ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併

平成19年12月21日 「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

(平成30年3月末現在)

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 持株比率 |
|--------------------------------------|----------------------------|---------|------|
| Russell Investments Japan Holdco合同会社 | 東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ | 34,090株 | 100% |

(参考)

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメントグループの日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様を提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメントグループの概要

ラッセル・インベストメントグループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額(オーバーレイ運用を含みます。)は平成29年12月末現在で約33兆円となっています。当グループの創立は1936年、米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針(各ファンド共通)

信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方法

(a)投資対象(各ファンド共通)

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(b)投資態度(3.以外において各ファンド共通)

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に日本を除くアジア各国・地域の株式等(DR(預託証券)を含みます。)の中から、継続して増配している銘柄に投資することを基本とします。なお、継続して増配している銘柄(複数の銘柄の場合を含みます。)の株価に連動する債券に投資する場合があります。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 「A(為替ヘッジあり)」
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。なお、為替ヘッジにあたっては、運用の指図に関する権限をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーに委託します。
「B(為替ヘッジなし)」
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき、ならびに市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(各ファンド共通)

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- 有価証券
- デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条ないし第24条に定めるものに限りません。)
- 金銭債権
- 約束手形

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲（各ファンド共通）

委託会社（「A（為替ヘッジあり）」においては、運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、（ ）において同じ）は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券のほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに14.の証券のうち投資法人債券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（各ファンド共通）

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（各ファンド共通）

上記にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

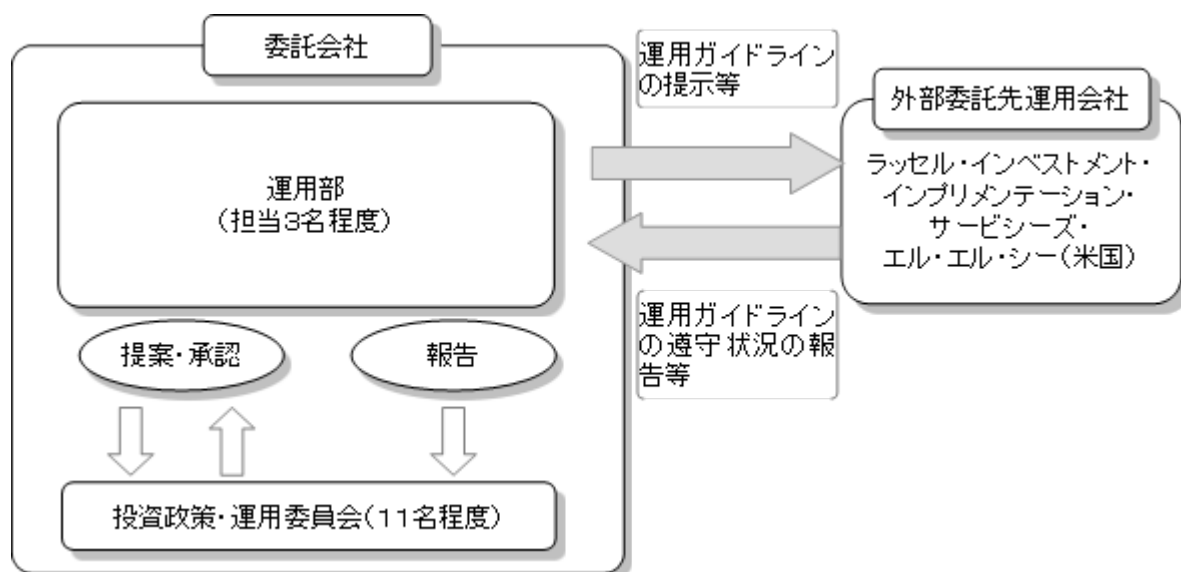
(3)【運用体制】

委託会社では以下の運用体制を構築しています。

- ・マザーファンドの運用にあたっては、株式等の運用の指図に関する権限をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「R I I S」ということがあります。）に委託します。また、「A（為替ヘッジあり）」につきまして、為替ヘッジの指図に関する権限をR I I Sに委託します。
- ・運用部では、当ファンドの運用の詳細を定めた運用ガイドラインの策定・変更等に関して、投資政策・運用委員会に提案しその承認を得ます。また、資産評価・運用状況等をモニタリングすることに加え、定期的にR I I Sの運用部門と情報交換を行うことで、必要な対応を図ることができるようにしています。併せて、投資政策・運用委員会に定期的に報告を行います。

（投資政策・運用委員会）

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。



また、委託会社では、以下のように当ファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

- ・外部委託先運用会社（ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー）

外部委託先運用会社に対し、運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。

外部委託先運用会社は、運用ガイドラインに違反した場合には直ちに委託会社に報告する義務があります。また、定期的に外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。

- ・受託会社

オペレーション部（担当6名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしています。

上記の体制等は平成30年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4)【分配方針】

（各ファンド共通）

毎決算時（原則として毎年2月20日および8月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、「一般コース」を選択した場合には、収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、収益分配金は、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

信託約款による投資制限（各ファンド共通）

(a) 株式への実質投資割合 には制限を設けません。

「実質投資割合」とは、各ファンドの信託財産の純資産総額に対する、各ファンドの信託財産に属する資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。以下同じ。

(b) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(c) 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券をいいます。))を除きます。以下同じ。))への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

(d) 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

(e) 委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。))を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(f) 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
2. 上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(g) 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
4. 上記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付にかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(h) 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプ

ション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号(ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。)に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(i) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(j) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(k) 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1.に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(l) 有価証券の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または信託約款の規定により借入れた有価証券を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(m) 有価証券の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1.の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(n) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(o) 外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(p) 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令上の投資制限（各ファンド共通）

各ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下のとおりです。

(a) デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

(b) 同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

(c)信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

（参考情報）ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンドの概要

(1)マザーファンドの投資方針

基本方針

信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方法

(a)投資対象

日本を除くアジア各国・地域の株式等を主要投資対象とします。

(b)投資態度

1. 主に日本を除くアジア各国・地域の株式等（DR（預託証券）を含みます。）の中から、継続して増配している銘柄に投資することを基本とします。なお、継続して増配している銘柄（複数の銘柄の場合を含みます。）の株価に連動する債券に投資する場合があります。
2. 株式等の運用にあたっては、運用の指図に関する権限をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シーに委託します。
3. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
4. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。
6. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき、ならびに市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(2)マザーファンドの投資対象

投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第20条ないし第22条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、〃において同じ。）は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに14.の証券のうち投資法人債券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) マザーファンドの投資制限

信託約款による投資制限

- (a) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (b) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (c) 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (d) 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。
- (e) 委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (f) 投資する株式等の範囲
 1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社

- 債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
2. 上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- (g)信用取引の指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- (h)先物取引等の運用指図・目的・範囲
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。
 2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- (i)スワップ取引の運用指図・目的・範囲
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (j)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (k)有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 2. 上記1. に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- (l) 有価証券の空売りの指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または信託約款の規定により借入れた有価証券を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 上記1. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- (m) 有価証券の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- (n) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (o) 外国為替予約取引の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

マザーファンドにおける法令上の投資制限

マザーファンドに適用される法令上の投資制限は、前述の「2 投資方針 (5)投資制限 法令上の投資制限」において、各ファンドについて掲げたものと同じです。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

基準価額の変動リスク

(a) 株価変動リスク

株価は政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。

(b) 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。

(c) 為替変動リスク

「A（為替ヘッジあり）」

実質組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジを行う際、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。また、「A（為替ヘッジあり）」では、実質組入外貨建資産に対して米ドル売り・円買い取引による為替ヘッジを行うことにより、円と米ドルとの間の為替変動リスクの低減を図ることを基本としますので、米ドルと米ドル以外の投資通貨（アジア各国・地域の通貨）との間の為替変動の影響を受け、円とアジア各国・地域の通貨との間で十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。なお、アジア各国・地域の通貨で為替ヘッジを行うこともあります。

「B（為替ヘッジなし）」

実質組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行いませんので、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、「B（為替ヘッジなし）」の基準価額が下落する要因となります。また、新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。

(d) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治、経済、社会情勢の変化等により金融市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合等には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。特に新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。

また、新興国では、税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることがあります。加えて、有価証券の売却時における課税のタイミングの違いによる影響等が生じることがあります。

(e) 流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入有価証券を売却することで換金代金の手当てを行います。市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。

(f) 市場動向と乖離するリスク

設定時、償還時、大量設定・解約時、市況の大きな変動時などにおいて、当ファンドの基準価額の変動が、市場の変動と大きく乖離する可能性があります。

上記は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

(a) 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(b) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(c) 株価に連動する債券に投資する場合、当該株式にかかる株価変動リスクや為替変動リスク等の他、当該債券の発行体自体の信用リスクが生じます。一般に、当該債券の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、もしくは債務不履行に陥ると予想される場合、債券の価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(d) 市況動向、資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(e) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止することおよび既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取消することができます。

(f) 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(g) 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクに対する管理体制

投資リスクに対する管理体制は以下のとおりです。

- ・運用部では、運用状況や運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。
- ・法務・コンプライアンス部では、法令・信託約款等の遵守状況を中心にモニタリングします。
- ・投資政策・運用委員会では、社内規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、運用部および法務・コンプライアンス部から報告を受けるとともに、その検証を行っています。

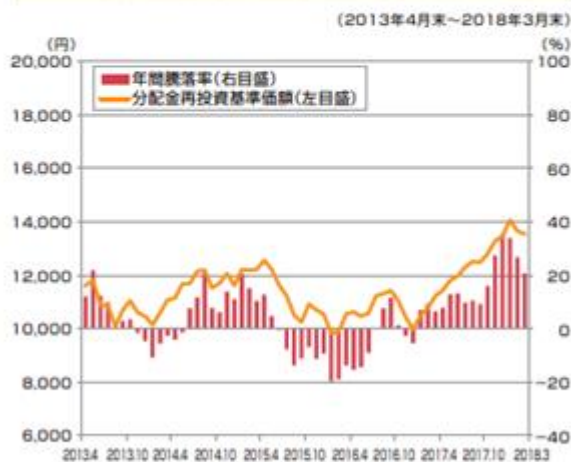
上記の体制等は平成30年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

参考情報

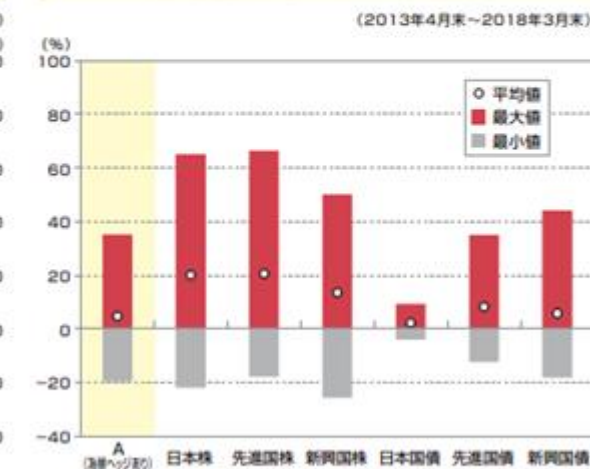
左下のグラフは、各ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移を示したものです。また、右下のグラフは、各ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の平均値・最大値・最小値を示したものです。

〈A(為替ヘッジあり)〉

年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



代表的な資産クラスとの騰落率の比較



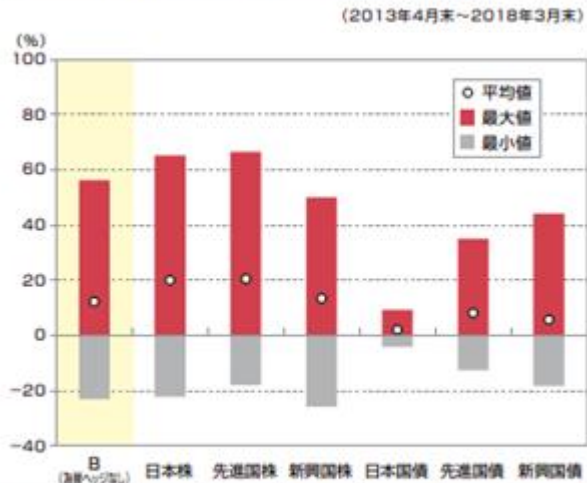
| (単位%) | A (為替ヘッジあり) | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-------|----------------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 平均値 | 4.7 | 20.1 | 20.6 | 13.5 | 2.2 | 8.2 | 5.8 |
| 最大値 | 35.1 | 65.0 | 66.5 | 50.1 | 9.3 | 34.9 | 44.1 |
| 最小値 | -19.5 | -22.0 | -17.8 | -25.6 | -4.0 | -12.3 | -18.1 |

《B(為替ヘッジなし)》

年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



代表的な資産クラスとの騰落率の比較



| (単位:%) | B (為替ヘッジなし) | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 平均値 | 12.3 | 20.1 | 20.6 | 13.5 | 2.2 | 8.2 | 5.8 |
| 最大値 | 56.2 | 65.0 | 66.5 | 50.1 | 9.3 | 34.9 | 44.1 |
| 最小値 | -22.9 | -22.0 | -17.8 | -25.6 | -4.0 | -12.3 | -18.1 |

※各ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なります。

※各ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※前頁左グラフにおける年間騰落率は、2013年4月から2018年3月までの各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※前頁右グラフは、2013年4月から2018年3月までの5年間の各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、前頁右グラフは各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが各ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数についてをご参照ください。

日本株 …… TOPIX(配当込み)

先進国株 …… ラッセル先進国(除く日本)株インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 …… ラッセル新興国株インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 …… NOMURA-BPI 国債

先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

<「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について>

◆TOPIX(配当込み)

TOPIX(配当込み)は東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化したものに、現金配当による権利落ちの修正を加えたものです。TOPIXは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、株式会社東京証券取引所はその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆ラッセル先進国(除く日本)株インデックス(配当込み、円ベース)

ラッセル先進国(除く日本)株インデックスは、ロンドン証券取引所グループに属する会社が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。ラッセル先進国(除く日本)株インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ロンドン証券取引所グループに属する会社に帰属します。

◆ラッセル新興国株インデックス(配当込み、円ベース)

ラッセル新興国株インデックスは、ロンドン証券取引所グループに属する会社が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。ラッセル新興国株インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ロンドン証券取引所グループに属する会社に帰属します。

◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.78%¹（税抜 3.5%）を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料²となります。

1 消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

2 申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

また、「A（為替ヘッジあり）」と「B（為替ヘッジなし）」の間のスイッチング の場合にも、申込手数料はかかりません。

「A（為替ヘッジあり）」または「B（為替ヘッジなし）」のいずれかのファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金の申込受付日に、もう一方のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額 が控除されます。

「信託財産留保額」とは、ファンドの保有を続ける受益者との公平性や運用の安定化を図るため、換金する受益者が負担する一定の金額をいい、当該金額はファンドに繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.674%（税抜 1.55%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額が、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁されます。

< 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 >

税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

信託報酬にかかる各支払先への配分は、次のとおりです。

| 支払先 | 配 分 | 役務の内容 |
|------|-----------------------|---|
| 委託会社 | 年0.810% (税抜 0.75%) | ファンドの運用等の対価 |
| 販売会社 | 年0.810% (税抜 0.75%) | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 |
| 受託会社 | 年0.054% (税抜 0.05%) | ファンドの資産管理等の対価 |

委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。

委託会社の報酬には、「A（為替ヘッジあり）」およびマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーに対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、信託財産から直接の支弁は行いません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

1. 振替受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出にかかる費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
4. 信託約款の作成、印刷および交付にかかる費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
6. 当ファンドの受益者に対して行う公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用
7. 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、信託財産の純資産総額に年0.108%（税抜 0.10%）の率を乗じて得た金額を上限として、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産中からその支弁を受けます。諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

当ファンドにおいて、一部解約に伴う支払い資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

各ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税の取扱いについて

収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則として、以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択することができます。

換金時および償還時

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から申込手数料（税込）を含む取得費を控除したもの）については、原則として、以下の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口座を選択した場合は以下の税率で源泉徴収が行われます。

| 期間 | 税率 |
|---------------|---|
| 平成49年12月31日まで | 20.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%） |
| 平成50年1月1日以降 | 20%（所得税15%および地方税5%） |

損益通算について

換金時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、換金時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税の取扱いについて

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

益金不算入制度の適用はありません。

| 期間 | 税率 |
|---------------|---------------------------------|
| 平成49年12月31日まで | 15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%） |
| 平成50年1月1日以降 | 15%（所得税15%） |

詳細は販売会社にお問い合わせください。

< 収益分配金について >

収益分配金には、課税扱いとなる普通分配金と、非課税扱いとなる元本払戻金（特別分配金）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 個別元本について >

受益者毎の取得時の価額（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）となります。

受益者が当ファンドを複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が取得するつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一の販売会社の複数支店等で当ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数のコースを保有する場合はコース毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成30年3月末現在の情報です。税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は平成30年3月30日現在の運用状況です。

(1)【投資状況】

A（為替ヘッジあり）

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|-------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 864,828,378 | 100.59 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 5,035,187 | 0.59 |
| 合計(純資産総額) | | 859,793,191 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

B（為替ヘッジなし）

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 2,427,067,582 | 100.18 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 4,447,575 | 0.18 |
| 合計(純資産総額) | | 2,422,620,007 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|--------|---------------|---------------|
| 株式 | ケイマン諸島 | 406,427,113 | 12.35 |
| | バミューダ | 113,364,867 | 3.44 |
| | 香港 | 726,048,629 | 22.06 |
| | シンガポール | 31,145,222 | 0.95 |
| | マレーシア | 169,062,432 | 5.14 |
| | タイ | 143,014,744 | 4.34 |
| | フィリピン | 83,147,582 | 2.53 |
| | インドネシア | 141,291,944 | 4.29 |
| | 韓国 | 297,338,439 | 9.03 |
| | 台湾 | 159,907,383 | 4.86 |
| | 中国 | 184,037,882 | 5.59 |
| | インド | 374,951,389 | 11.39 |
| | 小計 | | 2,829,737,626 |
| 投資証券 | 香港 | 147,333,208 | 4.48 |
| | シンガポール | 68,304,595 | 2.07 |
| | マレーシア | 10,321,871 | 0.31 |
| | 小計 | | 225,959,674 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 236,136,630 | 7.17 |
| 合計(純資産総額) | | 3,291,833,930 | 100.00 |

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、マザーファンドでは、「ラッセル・グローバル株インデックス - アジア（除く日本）」の構成国/地域を投資対象ユニバースとすることから、「第1ファンドの状況 5 運用状況（参考情報）」では、投資有価証券の国/地域を「ラッセル・グローバル株インデックス - アジア（除く日本）」の国/地域分類に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

A（為替ヘッジあり）

| 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|-------------------------------|-----------|------|-------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド | 親投資信託受益証券 | 日本 | 437,821,282 | 1.9742 | 864,347,575 | 1.9753 | 864,828,378 | 100.59 |

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

B（為替ヘッジなし）

| 銘柄名 | 種類 | 国/ 地域 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|-------------------------------|---------------|----------|---------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド | 親投資信託 受益証券 | 日本 | 1,228,708,339 | 1.9730 | 2,424,241,553 | 1.9753 | 2,427,067,582 | 100.18 |

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

A（為替ヘッジあり）

| 国内 / 外国 | 種類 | 投資比率 (%) |
|---------|-----------|----------|
| 国内 | 親投資信託受益証券 | 100.59 |
| 合計 | | 100.59 |

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

B（為替ヘッジなし）

| 国内 / 外国 | 種類 | 投資比率 (%) |
|---------|-----------|----------|
| 国内 | 親投資信託受益証券 | 100.18 |
| 合計 | | 100.18 |

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/ 地域 | 業種 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|----------------------------|------|----------|--------------------|---------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | TENCENT HOLDINGS LTD | 株式 | ケイマン諸島 | ソフトウェア・サービス | 36,613 | 6,052.38 | 221,595,789 | 5,545.98 | 203,055,112 | 6.17 |
| 2 | AIA GROUP LTD | 株式 | 香港 | 保険 | 174,981 | 857.08 | 149,973,066 | 899.05 | 157,317,718 | 4.78 |
| 3 | SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD | 株式 | 韓国 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 615 | 237,326.54 | 145,955,826 | 244,954.80 | 150,647,202 | 4.58 |
| 4 | PUBLIC BANK BERHAD | 株式 | マレーシア | 銀行 | 225,200 | 604.88 | 136,221,138 | 660.48 | 148,740,096 | 4.52 |
| 5 | HANG SENG BANK LTD | 株式 | 香港 | 銀行 | 58,821 | 2,603.74 | 153,154,708 | 2,458.86 | 144,632,839 | 4.39 |
| 6 | LINK REIT | 投資証券 | 香港 | | 156,600 | 876.03 | 137,187,551 | 907.18 | 142,064,388 | 4.32 |
| 7 | HONG KONG & CHINA GAS | 株式 | 香港 | 公益事業 | 628,341 | 200.39 | 125,914,510 | 218.26 | 137,144,723 | 4.17 |
| 8 | CHINA MERCHANTS BANK-H | 株式 | 中国 | 銀行 | 288,845 | 465.77 | 134,537,069 | 435.31 | 125,737,406 | 3.82 |

| | | | | | | | | | | |
|----|------------------------------|----|--------|--------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|------|
| 9 | HINDUSTAN UNILEVER LTD | 株式 | インド | 家庭用品・パーソナル用品 | 53,593 | 2,204.23 | 118,131,566 | 2,200.02 | 117,906,074 | 3.58 |
| 10 | BANK RAKYAT INDONESIA PERSER | 株式 | インドネシア | 銀行 | 3,926,799 | 30.10 | 118,228,064 | 28.08 | 110,264,516 | 3.35 |
| 11 | CHINA RESOURCES LAND LTD | 株式 | ケイマン諸島 | 不動産 | 198,960 | 408.90 | 81,356,335 | 386.56 | 76,911,370 | 2.34 |
| 12 | AIRPORTS OF THAILAND PCL-FOR | 株式 | タイ | 運輸 | 325,300 | 232.18 | 75,528,180 | 224.40 | 72,997,320 | 2.22 |
| 13 | SK HOLDINGS CO LTD | 株式 | 韓国 | 資本財 | 2,375 | 28,824.43 | 68,458,029 | 29,820.14 | 70,822,856 | 2.15 |
| 14 | HENDERSON LAND DEVELOPMENT | 株式 | 香港 | 不動産 | 97,754 | 678.35 | 66,311,817 | 691.89 | 67,635,406 | 2.05 |
| 15 | HCL TECHNOLOGIES LTD | 株式 | インド | ソフトウェア・サービス | 40,377 | 1,508.42 | 60,905,877 | 1,598.18 | 64,530,117 | 1.96 |
| 16 | MTR CORP | 株式 | 香港 | 運輸 | 110,817 | 553.78 | 61,368,903 | 571.38 | 63,319,504 | 1.92 |
| 17 | TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD | 株式 | 香港 | 耐久消費財・アパレル | 90,638 | 647.21 | 58,662,001 | 619.45 | 56,146,162 | 1.71 |
| 18 | HENGAN INTL GROUP CO LTD | 株式 | ケイマン諸島 | 家庭用品・パーソナル用品 | 56,352 | 1,015.50 | 57,225,456 | 984.35 | 55,470,542 | 1.69 |
| 19 | LARSEN & TOUBRO LTD | 株式 | インド | 資本財 | 23,987 | 2,137.57 | 51,274,011 | 2,162.98 | 51,883,521 | 1.58 |
| 20 | CHINA GAS HOLDINGS LTD | 株式 | バミューダ | 公益事業 | 127,204 | 328.34 | 41,766,798 | 386.56 | 49,172,869 | 1.49 |
| 21 | FIRST FINANCIAL HOLDING CO | 株式 | 台湾 | 銀行 | 652,469 | 70.79 | 46,193,500 | 73.71 | 48,093,490 | 1.46 |
| 22 | WHEELOCK & CO LTD | 株式 | 香港 | 不動産 | 56,575 | 765.68 | 43,318,742 | 776.51 | 43,931,562 | 1.33 |
| 23 | SINOPHARM GROUP CO-H | 株式 | 中国 | ヘルスケア機器・サービス | 80,887 | 442.75 | 35,813,366 | 532.12 | 43,041,752 | 1.31 |
| 24 | CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L | 株式 | バミューダ | 公益事業 | 43,618 | 884.83 | 38,594,907 | 868.59 | 37,886,202 | 1.15 |
| 25 | GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD | 株式 | インド | 家庭用品・パーソナル用品 | 20,344 | 1,712.36 | 34,836,455 | 1,804.52 | 36,711,206 | 1.12 |
| 26 | ASIAN PAINTS LTD | 株式 | インド | 素材 | 19,652 | 1,848.57 | 36,328,245 | 1,848.65 | 36,329,866 | 1.10 |
| 27 | AYALA LAND INC | 株式 | フィリピン | 不動産 | 401,200 | 92.56 | 37,138,282 | 83.43 | 33,473,320 | 1.02 |
| 28 | GUANGDONG INVESTMENT LTD | 株式 | 香港 | 公益事業 | 183,434 | 150.56 | 27,618,703 | 167.08 | 30,648,813 | 0.93 |
| 29 | UNILEVER INDONESIA TBK PT | 株式 | インドネシア | 家庭用品・パーソナル用品 | 76,469 | 427.43 | 32,685,909 | 386.29 | 29,539,592 | 0.90 |

| | | | | | | | | | | |
|----|---------------------------|----|------------|----|---------|--------|------------|--------|------------|------|
| 30 | COMFORTDELGRO CORP LTD | 株式 | シンガ ポール | 運輸 | 173,300 | 165.28 | 28,643,162 | 166.09 | 28,783,570 | 0.87 |
|----|---------------------------|----|------------|----|---------|--------|------------|--------|------------|------|

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、マザーファンドでは、「ラッセル・グローバル株インデックス - アジア（除く日本）」の構成国/地域を投資対象ユニバースとすることから、「第1 ファンドの状況 5 運用状況（参考情報）」では、投資有価証券の国/地域を「ラッセル・グローバル株インデックス - アジア（除く日本）」の国/地域分類に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

(注3) 業種は、世界産業分類基準（GICS）の24産業グループで区分しています。なお、「第1 ファンドの状況 5 運用状況（参考情報）」では世界産業分類基準（GICS）の11セクターで区分しています。そのため、上記表との間で業種の表示が異なる場合があります。

投資有価証券種類別および業種別投資比率

| 国内/外国 | 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|-------|-------------|------------------------|---------|
| 外国 | 株式 | 素材 | 1.31 |
| | | 資本財 | 4.07 |
| | | 商業・専門サービス | 0.12 |
| | | 運輸 | 5.92 |
| | | 耐久消費財・アパレル | 3.06 |
| | | 消費者サービス | 0.67 |
| | | メディア | 0.25 |
| | | 小売 | 0.53 |
| | | 食品・生活必需品小売り | 0.25 |
| | | 食品・飲料・タバコ | 0.25 |
| | | 家庭用品・パーソナル用品 | 9.12 |
| | | ヘルスケア機器・サービス | 1.91 |
| | | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 1.74 |
| | | 銀行 | 18.67 |
| | | 各種金融 | 0.88 |
| | | 保険 | 4.78 |
| | | 不動産 | 8.78 |
| | | ソフトウェア・サービス | 8.25 |
| | | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 5.43 |
| | 電気通信サービス | 0.29 | |
| 公益事業 | 8.45 | | |
| | 半導体・半導体製造装置 | 1.25 | |
| | 投資証券 | | 6.86 |
| | 合計 | | 92.83 |

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の時価比率をいいます。

(注2) 業種は、世界産業分類基準（GICS）の24産業グループで区分しています。なお、「第1 ファンドの状況 5 運用状況（参考情報）」では世界産業分類基準（GICS）の11セクターで区分しています。そのため、上記表との間で業種の表示が異なる場合があります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成30年3月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

A（為替ヘッジあり）

| 期 | 年月日 | 純資産総額(円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|----|--------------|----------------|----------------|--------------|--------|
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 1期 | (平成23年8月22日) | 10,584,854,865 | 10,584,854,865 | 1.0007 | 1.0007 |

| | | | | | |
|-----|--------------|----------------|----------------|--------|--------|
| 2期 | (平成24年2月20日) | 10,698,573,577 | 10,698,573,577 | 1.0294 | 1.0294 |
| 3期 | (平成24年8月20日) | 7,514,112,435 | 7,514,112,435 | 1.0117 | 1.0117 |
| 4期 | (平成25年2月20日) | 4,267,680,398 | 4,680,743,267 | 1.0332 | 1.1332 |
| 5期 | (平成25年8月20日) | 2,486,550,598 | 2,486,550,598 | 0.9509 | 0.9509 |
| 6期 | (平成26年2月20日) | 2,021,108,970 | 2,021,108,970 | 0.9599 | 0.9599 |
| 7期 | (平成26年8月20日) | 1,843,081,024 | 2,004,522,432 | 1.0275 | 1.1175 |
| 8期 | (平成27年2月20日) | 1,635,505,251 | 1,651,699,486 | 1.0099 | 1.0199 |
| 9期 | (平成27年8月20日) | 1,302,900,910 | 1,302,900,910 | 0.9071 | 0.9071 |
| 10期 | (平成28年2月22日) | 1,064,045,116 | 1,064,045,116 | 0.8244 | 0.8244 |
| 11期 | (平成28年8月22日) | 1,128,935,744 | 1,128,935,744 | 0.9388 | 0.9388 |
| 12期 | (平成29年2月20日) | 927,928,197 | 927,928,197 | 0.8860 | 0.8860 |
| 13期 | (平成29年8月21日) | 938,396,385 | 952,422,722 | 1.0035 | 1.0185 |
| 14期 | (平成30年2月20日) | 848,012,241 | 918,499,790 | 1.0226 | 1.1076 |
| | 平成29年3月末日 | 932,934,952 | | 0.9322 | |
| | 平成29年4月末日 | 937,638,941 | | 0.9496 | |
| | 平成29年5月末日 | 1,005,818,710 | | 0.9801 | |
| | 平成29年6月末日 | 988,840,147 | | 0.9932 | |
| | 平成29年7月末日 | 1,014,105,241 | | 1.0218 | |
| | 平成29年8月末日 | 1,008,494,341 | | 1.0228 | |
| | 平成29年9月末日 | 1,004,443,246 | | 1.0204 | |
| | 平成29年10月末日 | 1,049,411,928 | | 1.0475 | |
| | 平成29年11月末日 | 971,251,133 | | 1.0854 | |
| | 平成29年12月末日 | 980,615,265 | | 1.1015 | |
| | 平成30年1月末日 | 992,772,058 | | 1.1495 | |
| | 平成30年2月末日 | 873,182,933 | | 1.0308 | |
| | 平成30年3月末日 | 859,793,191 | | 1.0224 | |

B(為替ヘッジなし)

| 期 | 年月日 | 純資産総額(円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|-----|--------------|----------------|----------------|--------------|--------|
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 1期 | (平成23年8月22日) | 22,164,585,324 | 22,164,585,324 | 0.9209 | 0.9209 |
| 2期 | (平成24年2月20日) | 18,269,422,817 | 18,269,422,817 | 0.9875 | 0.9875 |
| 3期 | (平成24年8月20日) | 12,724,062,367 | 12,724,062,367 | 0.9702 | 0.9702 |
| 4期 | (平成25年2月20日) | 8,120,558,365 | 9,629,336,507 | 1.0764 | 1.2764 |
| 5期 | (平成25年8月20日) | 6,510,452,164 | 6,640,020,013 | 1.0049 | 1.0249 |
| 6期 | (平成26年2月20日) | 4,938,311,548 | 5,132,345,426 | 1.0180 | 1.0580 |
| 7期 | (平成26年8月20日) | 3,957,966,822 | 4,526,411,265 | 1.0444 | 1.1944 |
| 8期 | (平成27年2月20日) | 4,653,798,403 | 5,371,590,037 | 1.0374 | 1.1974 |
| 9期 | (平成27年8月20日) | 5,211,626,719 | 5,211,626,719 | 0.9720 | 0.9720 |
| 10期 | (平成28年2月22日) | 3,351,709,392 | 3,351,709,392 | 0.8050 | 0.8050 |
| 11期 | (平成28年8月22日) | 2,882,388,887 | 2,882,388,887 | 0.8272 | 0.8272 |
| 12期 | (平成29年2月20日) | 2,669,344,806 | 2,669,344,806 | 0.8888 | 0.8888 |
| 13期 | (平成29年8月21日) | 2,725,843,304 | 2,725,843,304 | 1.0007 | 1.0007 |
| 14期 | (平成30年2月20日) | 2,334,925,446 | 2,495,426,501 | 1.0183 | 1.0883 |
| | 平成29年3月末日 | 2,732,286,007 | | 0.9323 | |
| | 平成29年4月末日 | 2,708,560,769 | | 0.9437 | |
| | 平成29年5月末日 | 2,723,738,753 | | 0.9720 | |
| | 平成29年6月末日 | 2,737,647,559 | | 0.9966 | |
| | 平成29年7月末日 | 2,713,435,361 | | 1.0121 | |
| | 平成29年8月末日 | 2,784,850,829 | | 1.0296 | |
| | 平成29年9月末日 | 2,772,456,201 | | 1.0489 | |
| | 平成29年10月末日 | 2,709,230,270 | | 1.0829 | |
| | 平成29年11月末日 | 2,754,051,788 | | 1.1122 | |
| | 平成29年12月末日 | 2,778,997,106 | | 1.1403 | |
| | 平成30年1月末日 | 2,701,746,709 | | 1.1493 | |
| | 平成30年2月末日 | 2,472,494,938 | | 1.0328 | |

| | | | | |
|-----------|---------------|--|--------|--|
| 平成30年3月末日 | 2,422,620,007 | | 1.0173 | |
|-----------|---------------|--|--------|--|

【分配の推移】

A (為替ヘッジあり)

| 期 | 1口当たりの分配金(円) |
|-----|--------------|
| 1期 | 0.0000 |
| 2期 | 0.0000 |
| 3期 | 0.0000 |
| 4期 | 0.1000 |
| 5期 | 0.0000 |
| 6期 | 0.0000 |
| 7期 | 0.0900 |
| 8期 | 0.0100 |
| 9期 | 0.0000 |
| 10期 | 0.0000 |
| 11期 | 0.0000 |
| 12期 | 0.0000 |
| 13期 | 0.0150 |
| 14期 | 0.0850 |

B (為替ヘッジなし)

| 期 | 1口当たりの分配金(円) |
|-----|--------------|
| 1期 | 0.0000 |
| 2期 | 0.0000 |
| 3期 | 0.0000 |
| 4期 | 0.2000 |
| 5期 | 0.0200 |
| 6期 | 0.0400 |
| 7期 | 0.1500 |
| 8期 | 0.1600 |
| 9期 | 0.0000 |
| 10期 | 0.0000 |
| 11期 | 0.0000 |
| 12期 | 0.0000 |
| 13期 | 0.0000 |
| 14期 | 0.0700 |

【収益率の推移】

A (為替ヘッジあり)

| 期 | 収益率(%) |
|-----|--------|
| 1期 | 0.1 |
| 2期 | 2.9 |
| 3期 | 1.7 |
| 4期 | 12.0 |
| 5期 | 8.0 |
| 6期 | 0.9 |
| 7期 | 16.4 |
| 8期 | 0.7 |
| 9期 | 10.2 |
| 10期 | 9.1 |
| 11期 | 13.9 |
| 12期 | 5.6 |
| 13期 | 15.0 |
| 14期 | 10.4 |

(注1) 収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2) 収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

B（為替ヘッジなし）

| 期 | 収益率(%) |
|-----|--------|
| 1期 | 7.9 |
| 2期 | 7.2 |
| 3期 | 1.8 |
| 4期 | 31.6 |
| 5期 | 4.8 |
| 6期 | 5.3 |
| 7期 | 17.3 |
| 8期 | 14.6 |
| 9期 | 6.3 |
| 10期 | 17.2 |
| 11期 | 2.8 |
| 12期 | 7.4 |
| 13期 | 12.6 |
| 14期 | 8.8 |

(注1) 収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2) 収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

（参考情報）

以下は金融商品取引法第15条第2項に規定する目論見書（交付目論見書）に掲載している運用実績の情報です。（平成30年3月30日現在）

基準価額・純資産の推移(設定日(2011年2月18日)～2018年3月30日)

A(為替ヘッジあり)



分配の推移

| 決算期 | A(為替ヘッジあり) |
|-------------------|------------|
| 第10期 (2016年2月) | 0円 |
| 第11期 (2016年8月) | 0円 |
| 第12期 (2017年2月) | 0円 |
| 第13期 (2017年8月) | 150円 |
| 第14期 (2018年2月) | 850円 |
| 設定来累計 | 3,000円 |

B(為替ヘッジなし)



| 決算期 | B(為替ヘッジなし) |
|-------------------|------------|
| 第10期 (2016年2月) | 0円 |
| 第11期 (2016年8月) | 0円 |
| 第12期 (2017年2月) | 0円 |
| 第13期 (2017年8月) | 0円 |
| 第14期 (2018年2月) | 700円 |
| 設定来累計 | 6,400円 |

※分配金は1万口当たり、税引前。

※基準価額および分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

主要な資産の状況 - ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド -

資産状況

| | 比率 |
|-----|--------|
| 株式等 | 92.8% |
| 現金等 | 7.2% |
| 合計 | 100.0% |

※各比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。
 ※「株式等」には、実質的に株式に近い振動きをする株式関連金融商品等を含みます。
 ※「現金等」には、100%から「株式等」を差し引いた値を記載しています。
 ※国・地域は「ラッセル・グローバル株インデックス-アジア(除く日本)」の分類で区分しています。
 ※業種は世界産業分類基準(GICS)の11セクターで区分しています。
 ※「-」は組入れがありません。

国・地域別比率

| 国・地域 | 比率 |
|--------|--------|
| 中国 | 20.8% |
| 香港 | 27.1% |
| 台湾 | 4.9% |
| 韓国 | 9.0% |
| インド | 11.4% |
| シンガポール | 3.0% |
| インドネシア | 4.3% |
| タイ | 4.3% |
| マレーシア | 5.4% |
| フィリピン | 2.5% |
| 現金等 | 7.2% |
| 合計 | 100.0% |

通貨別比率

| 通貨 | 比率 |
|-------------|--------|
| 米ドル | 1.5% |
| 香港ドル | 48.0% |
| 新台幣ドル | 5.2% |
| 韓国ウォン | 9.1% |
| インドルピー | 11.4% |
| シンガポールドル | 2.7% |
| インドネシアルピア | 4.3% |
| タイバーツ | 4.4% |
| マレーシアリングgit | 5.5% |
| フィリピンペソ | 2.5% |
| 日本円 | 5.3% |
| 合計 | 100.0% |

業種別比率

| 業種 | 比率 |
|------------|--------|
| エネルギー | - |
| 素材 | 1.3% |
| 資本財・サービス | 10.1% |
| 一般消費財・サービス | 4.5% |
| 生活必需品 | 9.6% |
| ヘルスケア | 3.6% |
| 金融 | 26.7% |
| 情報技術 | 14.9% |
| 電気通信サービス | 0.3% |
| 公益事業 | 8.5% |
| 不動産 | 13.3% |
| 現金等 | 7.2% |
| 合計 | 100.0% |

組入上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 国・地域 | 通貨 | 業種 | 比率 |
|----|-----------------|--------|-------------|-------|------|
| 1 | テンセント・ホールディングス | 中国 | 香港ドル | 情報技術 | 6.2% |
| 2 | AIAグループ | 香港 | 香港ドル | 金融 | 4.8% |
| 3 | サムスン電子 | 韓国 | 韓国ウォン | 情報技術 | 4.6% |
| 4 | パブリック・バンク | マレーシア | マレーシアリングgit | 金融 | 4.5% |
| 5 | ハンセン・バンク | 香港 | 香港ドル | 金融 | 4.4% |
| 6 | リンク・リート | 香港 | 香港ドル | 不動産 | 4.3% |
| 7 | ホンコン・チャイナガス | 香港 | 香港ドル | 公益事業 | 4.2% |
| 8 | チャイナ・マーチャント・バンク | 中国 | 香港ドル | 金融 | 3.8% |
| 9 | ヒンドゥスタン・ユニリーバ | インド | インドルピー | 生活必需品 | 3.6% |
| 10 | バンク・ラヤット・インドネシア | インドネシア | インドネシアルピア | 金融 | 3.3% |

年間収益率の推移(暦年ベース) ※各ファンドにベンチマークはありません。

A (為替ヘッジあり)



B (為替ヘッジなし)



※各ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
 ※2011年は各ファンドの設定日(2月18日)から年末までの収益率、2018年は3月末までの収益率を表示しています。

- 各ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は以下のとおりです。

A (為替ヘッジあり)

| 期 | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|----|----------------|---------------|
| 1期 | 14,706,811,542 | 4,129,443,524 |

| | | |
|-----|---------------|---------------|
| 2期 | 3,921,206,925 | 4,105,457,972 |
| 3期 | 2,119,177,736 | 5,085,039,932 |
| 4期 | 1,108,984,910 | 4,405,610,994 |
| 5期 | 607,757,917 | 2,123,329,774 |
| 6期 | 24,887,961 | 534,367,601 |
| 7期 | 107,093,551 | 418,877,314 |
| 8期 | 110,510,657 | 284,880,583 |
| 9期 | 11,269,845 | 194,310,498 |
| 10期 | 1,155,986 | 146,840,756 |
| 11期 | 11,678,429 | 99,822,091 |
| 12期 | 264,316 | 155,512,617 |
| 13期 | 49,989,393 | 162,206,318 |
| 14期 | 91,407,735 | 197,231,643 |

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

B（為替ヘッジなし）

| 期 | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|-----|----------------|---------------|
| 1期 | 28,866,656,888 | 4,798,399,153 |
| 2期 | 1,639,763,343 | 7,207,605,979 |
| 3期 | 3,068,354,105 | 8,454,286,731 |
| 4期 | 1,565,529,641 | 7,136,121,400 |
| 5期 | 3,850,594,497 | 4,916,092,713 |
| 6期 | 304,175,174 | 1,931,720,718 |
| 7期 | 306,329,101 | 1,367,546,430 |
| 8期 | 1,384,824,664 | 688,256,572 |
| 9期 | 1,869,587,471 | 994,036,270 |
| 10期 | 24,879,599 | 1,222,888,830 |
| 11期 | 2,386,924 | 681,524,548 |
| 12期 | 99,139 | 481,292,340 |
| 13期 | 79,338,586 | 358,835,608 |
| 14期 | 42,125,313 | 473,164,928 |

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

取得申込者は、原則として、取得申込受付日から起算して6営業日目までに取得申込みにかかる金額を販売会社に支払うものとします。

当ファンドには、分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。

「自動けいぞく投資コース」よりお申込みされる場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結するものとします。なお、当該契約については、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

取得申込みの受付

原則としていつでも取得申込みを行うことができます。ただし、香港証券取引所、ボンベイ証券取引所（インド）およびナショナル証券取引所（インド）のいずれかの休業日に該当する場合には、スイッチングを含め、取得申込みの受付は行いません。

各営業日 の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを、当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日 の取扱いとなります。

上記の取得申込みの受付を行わない日を除きます。取得申込みの受付を行わない日は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

申込手数料

3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

消費税等相当額を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

また、「A（為替ヘッジあり）」と「B（為替ヘッジなし）」の間のスイッチングの場合にも、申込手数料はかかりません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込単位

申込単位は、以下のとおりです。

| | |
|-------------|-----------------------|
| 一般コース | 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 |
| 自動けいぞく投資コース | 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 |

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

なお、原則として、お申込み受付後のコース変更はできません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

スイッチング

「A（為替ヘッジあり）」と「B（為替ヘッジなし）」の間でスイッチングができます。

スイッチングに際しては、申込手数料はかかりません。また、スイッチングによって取得申込みをする場合のファンドの発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、スイッチングにより換金されるファンドについては、換金と同様に信託財産留保額および税金がかかりますので、ご注意ください。税金については、後述の「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご参照ください。

前述の取得申込みの受付を行わない日を除きます。取得申込みの受付を行わない日は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

その他

- (a) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。
- (b) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

換金申込みの受付

原則としていつでも換金申込みを行うことができます。ただし、香港証券取引所、ボンベイ証券取引所（インド）およびナショナル証券取引所（インド）のいずれかの休業日に該当する場合には、換金申込みの受付は行いません。

各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた換金申込みを、当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる換金申込みは翌営業日の取扱いとなります。

上記の換金申込みの受付を行わない日を除きます。換金申込みの受付を行わない日は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（後述の「信託財産留保額」をご参照ください。）を控除した価額（以下「換金価額」といいます。）とします。

なお、換金価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

換金単位

換金単位は、以下のとおりです。

| | |
|-------------|-------------|
| 一般コース | 1口単位または1円単位 |
| 自動けいぞく投資コース | 1口単位または1円単位 |

詳細は販売会社にお問い合わせください。

換金代金の支払い

原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

その他

- (a) 「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みができます。詳細は販売会社にお問い合わせください。
- (b) 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、1日1件5億円を超える換金の申込みは受け付けません。また、別途、1日1件5億円以下の換金の申込みであっても、当ファンドの純資産総額や市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、換金の金額に制限を設ける場合や換金申込みの受付時間に制限を設ける場合があります。
- (c) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取扱います。
- (d) 「解約請求」を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとしします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

主な投資対象の評価方法

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

| 投資対象 | 評価方法 |
|---------|--------------------------------------|
| マザーファンド | 原則として、当ファンドの基準価額計算日における基準価額で評価します。 |
| 株式 | 原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。 |
| 外貨建資産 | 原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。 |

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。

基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称（「アジア増配A」、「アジア増配B」）として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日（平成23年2月18日）から平成33年2月22日までとします。

ただし、後述の「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」による場合、信託を終了することがあります。

(4)【計算期間】

原則として毎年2月21日から8月20日まで、および8月21日から翌年2月20日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は信託の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- (a) 委託会社は、信託契約締結日から1年経過後、「A（為替ヘッジあり）」および「B（為替ヘッジなし）」の合計で信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 上記(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- (f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「信託約款の変更等」に規定する書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (h) 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「信託約款の変更等」で定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項（上記(a)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記(b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- (g)上記(a)から(f)の規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- (h)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(a)から(g)の規定に従います。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者(書面決議において当該繰上償還または重大な信託約款の変更等に反対した受益者をいいます。)による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改等

(a)募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

(b)運用指図に関する権限委託契約

委託会社と外部委託先運用会社との間で締結される「A(為替ヘッジあり)」およびマザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、当事者の一方の相手方に対して30日前の書面による解約の意思表示の通知がなされた場合、契約が終了します。ただし、当該契約は「A(為替ヘッジあり)」およびマザーファンドの償還日に終了するものとします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(<https://www.russellinvestments.com/jp/>)に掲載します。

ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

(a)委託会社は、毎決算時および償還時に、計算期間中の運用経過のほか信託財産の内容、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。

(b)委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<https://www.russellinvestments.com/jp/>)に掲載します。

(c)上記(b)の規定にかかわらず、受益者からの運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

収益分配金請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の持分に依りて請求することができます。

販売会社は、毎計算期間終了日(決算日)において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に対する収益分配金の支払いを、原則として決算日(当該決算日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までに開始するものとします。

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として決算日の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は別に定める契約に基づき、受益者に対して遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金請求権

受益者は、当ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日(償還日)において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に対する償還金の支払いを、原則として償還日(当該償還日が休業日の場合は翌営業日とします。)から起算して5営業日目までに開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。ただし、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。詳細は、前述の「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧ならびに謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（平成29年8月22日から平成30年2月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100A（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第13期 平成29年 8月21日現在 | 第14期 平成30年 2月20日現在 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 938,633,738 | 893,452,432 |
| 派生商品評価勘定 | 22,515,575 | - |
| 未収入金 | - | 44,658,649 |
| 流動資産合計 | 961,149,313 | 938,111,081 |
| 資産合計 | 961,149,313 | 938,111,081 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 146,022 | 4,412,935 |
| 未払金 | - | 2,159,924 |
| 未払収益分配金 | 14,026,337 | 70,487,549 |
| 未払解約金 | - | 4,228,907 |
| 未払受託者報酬 | 260,174 | 268,323 |
| 未払委託者報酬 | 7,805,083 | 8,049,750 |
| その他未払費用 | 515,312 | 491,452 |
| 流動負債合計 | 22,752,928 | 90,098,840 |
| 負債合計 | 22,752,928 | 90,098,840 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 935,089,194 | 829,265,286 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 3,307,191 | 18,746,955 |
| （分配準備積立金） | 24,552,312 | 6,821,208 |
| 元本等合計 | 938,396,385 | 848,012,241 |
| 純資産合計 | 938,396,385 | 848,012,241 |
| 負債純資産合計 | 961,149,313 | 938,111,081 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第13期 | | 第14期 | |
|---|------|------------------------------|------|------------------------------|
| | 自 | 平成29年 2月21日 至 平成29年 8月21日 | 自 | 平成29年 8月22日 至 平成30年 2月20日 |
| 営業収益 | | | | |
| 有価証券売買等損益 | | 121,300,983 | | 96,462,652 |
| 為替差損益 | | 20,661,457 | | 10,387,660 |
| 営業収益合計 | | 141,962,440 | | 106,850,312 |
| 営業費用 | | | | |
| 受託者報酬 | | 260,174 | | 268,323 |
| 委託者報酬 | | 7,805,083 | | 8,049,750 |
| その他費用 | | 526,112 | | 491,452 |
| 営業費用合計 | | 8,591,369 | | 8,809,525 |
| 営業利益又は営業損失() | | 133,371,071 | | 98,040,787 |
| 経常利益又は経常損失() | | 133,371,071 | | 98,040,787 |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 133,371,071 | | 98,040,787 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | | 13,274,024 | | 13,387,980 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | | 119,377,922 | | 3,307,191 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 18,240,177 | | 2,182,970 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 18,240,177 | | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | - | | 2,182,970 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 1,625,774 | | 908,464 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | - | | 908,464 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 1,625,774 | | - |
| 分配金 | | 14,026,337 | | 70,487,549 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 3,307,191 | | 18,746,955 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 第13期 平成29年 8月21日現在 | 第14期 平成30年 2月20日現在 |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1. 期首元本額 | 1,047,306,119円 | 935,089,194円 |
| 期中追加設定元本額 | 49,989,393円 | 91,407,735円 |
| 期中一部解約元本額 | 162,206,318円 | 197,231,643円 |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 935,089,194口 | 829,265,286口 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第13期 自 平成29年 2月21日 至 平成29年 8月21日 | 第14期 自 平成29年 8月22日 至 平成30年 2月20日 |
|---|---|
| <p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成29年8月21日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(14,590,260円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,691,770円)及び分配準備積立金(23,988,389円)より分配対象収益は40,270,419円(1万口当たり430.65円)であり、うち14,026,337円(1万口当たり150.00円)を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。</p> | <p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成30年2月20日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,123,362円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(52,254,968円)、信託約款に規定される収益調整金(11,925,747円)及び分配準備積立金(19,930,427円)より分配対象収益は89,234,504円(1万口当たり1,076.05円)であり、うち70,487,549円(1万口当たり850.00円)を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>2. 同左</p> |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| | |
|-----------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
|-----------------|--|

| | |
|-------------------|--|
| 2. 金融商品の内容及びそのリスク | 当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券とデリバティブ取引等であります。 |
| | <p>親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。</p> <p>親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク、市場動向と乖離するリスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。</p> |
| | <p>デリバティブ取引等には為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>当ファンドが投資対象とする親投資信託受益証券及びデリバティブ取引等は、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。 ・運用部では、運用状況や運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。 ・法務・コンプライアンス部では、法令・信託約款等の遵守状況を中心にモニタリングします。 ・投資政策・運用委員会では、社内規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、運用部および法務・コンプライアンス部から報告を受けるとともに、その検証を行っています。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 第13期 平成29年 8月21日現在 | 第14期 平成30年 2月20日現在 |
|---|---|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項 | <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p> | <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p> |

| | | |
|---------------------------|---|----|
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |
|---------------------------|---|----|

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 区 分 | 第13期 平成29年 8月21日現在 | 第14期 平成30年 2月20日現在 |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 種 類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
| 親投資信託受益証券 | 105,168,315 | 74,710,952 |
| 合 計 | 105,168,315 | 74,710,952 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連 第13期（平成29年 8月21日現在）

(単位：円)

| 区分 | 種類 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
|-----------|--------------|---------------|-------|---------------|------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 | 55,535,186 | - | 55,389,164 | 146,022 |
| | 米ドル | 55,535,186 | - | 55,389,164 | 146,022 |
| | 売建 | 989,019,269 | - | 966,503,694 | 22,515,575 |
| | 米ドル | 989,019,269 | - | 966,503,694 | 22,515,575 |
| | 合計 | 1,044,554,455 | - | 1,021,892,858 | 22,369,553 |

通貨関連 第14期（平成30年 2月20日現在）

(単位：円)

| 区分 | 種類 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
|-----------|--------------|-------------|-------|-------------|-----------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 | 888,818,545 | - | 893,231,480 | 4,412,935 |
| | 米ドル | 888,818,545 | - | 893,231,480 | 4,412,935 |
| | 合計 | 888,818,545 | - | 893,231,480 | 4,412,935 |

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第13期 自 平成29年 2月21日 至 平成29年 8月21日 | 第14期 自 平成29年 8月22日 至 平成30年 2月20日 |
|--|--|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(1口当たり情報に関する注記)

| 区 分 | 第13期 平成29年 8月21日現在 | 第14期 平成30年 2月20日現在 |
|---------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.0035円 (10,035円) | 1.0226円 (10,226円) |

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位 : 円)

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|-----------------------------------|-------------|-------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ラッセル・インベストメント・ アジア増配継続株マザーファンド | 452,793,651 | 893,452,432 | - |
| 合計 | | 452,793,651 | 893,452,432 | - |

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

【ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100B（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第13期 平成29年 8月21日現在 | 第14期 平成30年 2月20日現在 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 2,749,589,379 | 2,519,460,279 |
| 未収入金 | 13,446,133 | 47,688,213 |
| 流動資産合計 | 2,763,035,512 | 2,567,148,492 |
| 資産合計 | 2,763,035,512 | 2,567,148,492 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | - | 160,501,055 |
| 未払解約金 | 13,446,133 | 47,688,213 |
| 未払受託者報酬 | 734,495 | 743,948 |
| 未払委託者報酬 | 22,034,687 | 22,318,462 |
| その他未払費用 | 976,893 | 971,368 |
| 流動負債合計 | 37,192,208 | 232,223,046 |
| 負債合計 | 37,192,208 | 232,223,046 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,723,911,840 | 2,292,872,225 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 1,931,464 | 42,053,221 |
| （分配準備積立金） | 126,208,893 | - |
| 元本等合計 | 2,725,843,304 | 2,334,925,446 |
| 純資産合計 | 2,725,843,304 | 2,334,925,446 |
| 負債純資産合計 | 2,763,035,512 | 2,567,148,492 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第13期 | | 第14期 | |
|---|------|------------------------------|------|------------------------------|
| | 自 | 平成29年 2月21日 至 平成29年 8月21日 | 自 | 平成29年 8月22日 至 平成30年 2月20日 |
| 営業収益 | | | | |
| 有価証券売買等損益 | | 346,974,374 | | 263,842,878 |
| 営業収益合計 | | 346,974,374 | | 263,842,878 |
| 営業費用 | | | | |
| 受託者報酬 | | 734,495 | | 743,948 |
| 委託者報酬 | | 22,034,687 | | 22,318,462 |
| その他費用 | | 976,893 | | 971,368 |
| 営業費用合計 | | 23,746,075 | | 24,033,778 |
| 営業利益又は営業損失() | | 323,228,299 | | 239,809,100 |
| 経常利益又は経常損失() | | 323,228,299 | | 239,809,100 |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 323,228,299 | | 239,809,100 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | | 27,394,379 | | 40,184,840 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | | 334,064,056 | | 1,931,464 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 40,161,600 | | 998,552 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 40,128,037 | | 98,649 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 33,563 | | 899,903 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | - | | - |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | - | | - |
| 分配金 | | - | | 160,501,055 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 1,931,464 | | 42,053,221 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
|-----------------|--|

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 第13期 平成29年 8月21日現在 | 第14期 平成30年 2月20日現在 |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1. 期首元本額 | 3,003,408,862円 | 2,723,911,840円 |
| 期中追加設定元本額 | 79,338,586円 | 42,125,313円 |
| 期中一部解約元本額 | 358,835,608円 | 473,164,928円 |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 2,723,911,840口 | 2,292,872,225口 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第13期 自 平成29年 2月21日 至 平成29年 8月21日 | 第14期 自 平成29年 8月22日 至 平成30年 2月20日 |
|--|---|
| 分配金の計算過程 平成29年8月21日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(41,795,156円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,142,212円)及び分配準備積立金(84,413,737円)より分配対象収益は130,351,105円(1万口当たり478.52円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 | 分配金の計算過程 平成30年2月20日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(14,375,250円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(83,087,364円)及び分配準備積立金(105,091,662円)より分配対象収益は202,554,276円(1万口当たり883.41円)あり、うち160,501,055円(1万口当たり700.00円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| | |
|-------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びそのリスク | 当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券であります。 親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク、市場動向と乖離するリスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。 |

| | |
|-------------------|---|
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>当ファンドが投資対象とする親投資信託受益証券は、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。 ・運用部では、運用状況や運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。 ・法務・コンプライアンス部では、法令・信託約款等の遵守状況を中心にモニタリングします。 ・投資政策・運用委員会では、社内規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、運用部および法務・コンプライアンス部から報告を受けるとともに、その検証を行っています。 |
|-------------------|---|

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 第13期 平成29年 8月21日現在 | 第14期 平成30年 2月20日現在 |
|------------------------------|--|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項 | <p>有価証券以外の金融商品</p> <p>有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券</p> <p>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> | <p>有価証券以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券</p> <p>同左</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 区 分 | 第13期 平成29年 8月21日現在 | 第14期 平成30年 2月20日現在 |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 種 類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
| 親投資信託受益証券 | 318,777,460 | 222,936,227 |
| 合 計 | 318,777,460 | 222,936,227 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

| 第13期 平成29年 8月21日現在 | 第14期 平成30年 2月20日現在 |
|-----------------------|-----------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| | |
|--|--|
| 第13期 自 平成29年 2月21日 至 平成29年 8月21日 | 第14期 自 平成29年 8月22日 至 平成30年 2月20日 |
| 該当事項はありません。 | 同左 |

（ 1口当たり情報に関する注記）

| 区 分 | 第13期 平成29年 8月21日現在 | 第14期 平成30年 2月20日現在 |
|---------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.0007円 (10,007円) | 1.0183円 (10,183円) |

（ 4 ）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

（単位：円）

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|-----------------------------------|---------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ラッセル・インベストメント・ アジア増配継続株マザーファンド | 1,276,839,793 | 2,519,460,279 | - |
| 合計 | | 1,276,839,793 | 2,519,460,279 | - |

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

「ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 A（為替ヘッジあり）」及び「ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 B（為替ヘッジなし）」は、「ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

| 区 分 | 平成29年 8月21日現在 | 平成30年 2月20日現在 |
|-------------|---------------|---------------|
| | 金 額 | 金 額 |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 19,014,808 | 1,991,993 |
| コール・ローン | 99,309,404 | 51,083,528 |
| 株式 | 3,178,854,214 | 2,727,637,282 |
| 投資証券 | 279,484,366 | 232,117,328 |
| 派生商品評価勘定 | 26,101 | 520,852 |
| 未収入金 | 114,715,341 | 447,520,787 |
| 未収配当金 | 12,603,612 | 4,482,476 |
| 流動資産合計 | 3,704,007,846 | 3,465,354,246 |
| 資産合計 | 3,704,007,846 | 3,465,354,246 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 28,840 | 86,506 |
| 未払金 | 157,878 | - |
| 未払解約金 | 13,446,133 | 51,917,120 |
| 未払利息 | 272 | 135 |
| その他未払費用 | 2,239,551 | 405,924 |
| 流動負債合計 | 15,872,674 | 52,409,685 |
| 負債合計 | 15,872,674 | 52,409,685 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,050,835,808 | 1,729,633,444 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 1,637,299,364 | 1,683,311,117 |
| 元本等合計 | 3,688,135,172 | 3,412,944,561 |
| 純資産合計 | 3,688,135,172 | 3,412,944,561 |
| 負債純資産合計 | 3,704,007,846 | 3,465,354,246 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>有価証券 株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 平成29年 8月21日現在 | 平成30年 2月20日現在 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 |
| 2,283,945,977円 | 2,050,835,808円 |
| 期中追加設定元本額 | 期中追加設定元本額 |
| 107,127,966円 | 92,504,458円 |
| 期中一部解約元本額 | 期中一部解約元本額 |
| 340,238,135円 | 413,706,822円 |
| 元本の内訳 | 元本の内訳 |
| ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株 | ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株 |
| 100 A(為替ヘッジあり) | 100 A(為替ヘッジあり) |
| 521,927,123円 | 452,793,651円 |
| ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株 | ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株 |
| 100 B(為替ヘッジなし) | 100 B(為替ヘッジなし) |
| 1,528,908,685円 | 1,276,839,793円 |
| 計 | 計 |
| 2,050,835,808円 | 1,729,633,444円 |
| 2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 | 2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 |
| 2,050,835,808口 | 1,729,633,444口 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| | |
|-------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びそのリスク | <p>当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク、市場動向と乖離するリスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引等には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>当ファンドは、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。 運用部では、運用状況や運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。 法務・コンプライアンス部では、法令・信託約款等の遵守状況を中心にモニタリングします。 投資政策・運用委員会では、社内規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、運用部および法務・コンプライアンス部から報告を受けるとともに、その検証を行っております。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 平成29年 8月21日現在 | 平成30年 2月20日現在 |
|---|--|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項 | <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p> | <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p> |

| | | |
|---------------------------|---|----|
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |
|---------------------------|---|----|

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 区分 | 平成29年 8月21日現在 | 平成30年 2月20日現在 |
|------|-------------------|-------------------|
| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
| 株式 | 260,546,616 | 268,858,264 |
| 投資証券 | 32,901,952 | 4,187,917 |
| 合計 | 293,448,568 | 273,046,181 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連（平成29年 8月21日現在）

(単位：円)

| 区分 | 種類 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
|---------------|-----------|------------|-------|------------|--------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 買建 | 8,290,343 | - | 8,268,295 | 22,048 |
| | 米ドル | 8,290,343 | - | 8,268,295 | 22,048 |
| | 売建 | 87,756,540 | - | 87,737,231 | 19,309 |
| | 米ドル | 10,875,729 | - | 10,878,206 | 2,477 |
| | 香港ドル | 60,798,151 | - | 60,772,050 | 26,101 |
| | シンガポールドル | 7,792,317 | - | 7,796,632 | 4,315 |
| | インドネシアルピア | 8,290,343 | - | 8,290,343 | - |
| 合計 | | 96,046,883 | - | 96,005,526 | 2,739 |

通貨関連（平成30年 2月20日現在）

(単位：円)

| 区分 | 種類 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
|---------------|-------------|-------------|-------|-------------|---------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 買建 | 138,577,897 | - | 139,098,749 | 520,852 |
| | 米ドル | 138,577,897 | - | 139,098,749 | 520,852 |
| | 売建 | 138,577,897 | - | 138,664,403 | 86,506 |
| | 香港ドル | 1,943,403 | - | 1,951,983 | 8,580 |
| | シンガポールドル | 10,422,352 | - | 10,449,339 | 26,987 |
| | マレーシアリングgit | 15,474,328 | - | 15,525,267 | 50,939 |
| | タイバーツ | 110,737,814 | - | 110,737,814 | - |
| 合計 | | 277,155,794 | - | 277,763,152 | 434,346 |

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1)開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2)開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

| | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 自 平成29年 2月21日 至 平成29年 8月21日 | 自 平成29年 8月22日 至 平成30年 2月20日 |
| 該当事項はありません。 | 同左 |

1口当たり情報に関する注記)

| 区 分 | 平成29年 8月21日現在 | 平成30年 2月20日現在 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.7984円 (17,984円) | 1.9732円 (19,732円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

次表の通りです。

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|----|----|-----|-----|----|----|
| | | | 単価 | 金額 | |

| | | | | |
|------------------------------|------------------------------|-----------|--------------|-----------------------------------|
| 香港ドル | BEIJING CAPITAL INTL AIRPO-H | 106,920 | 11.20 | 1,197,504.00 |
| | MTR CORP | 110,817 | 40.90 | 4,532,415.30 |
| | TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD | 109,581 | 47.80 | 5,237,971.80 |
| | FAIRWOOD HOLDINGS LTD | 7,048 | 32.35 | 228,002.80 |
| | PICO FAR EAST HOLDINGS LTD | 78,000 | 3.09 | 241,020.00 |
| | WONDERFUL SKY FINANCIAL GROU | 44,000 | 1.33 | 58,520.00 |
| | HENGAN INTL GROUP CO LTD | 56,352 | 75.00 | 4,226,400.00 |
| | SINOPHARM GROUP CO-H | 105,833 | 32.70 | 3,460,739.10 |
| | CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING | 90,368 | 16.54 | 1,494,686.72 |
| | CK LIFE SCIENCES INTL HLDGS | 242,000 | 0.59 | 142,780.00 |
| | LEE'S PHARMACEUTICAL HLDGS | 27,500 | 11.28 | 310,200.00 |
| | CHINA MERCHANTS BANK-H | 321,974 | 34.40 | 11,075,905.60 |
| | HANG SENG BANK LTD | 63,010 | 192.30 | 12,116,823.00 |
| | AIA GROUP LTD | 187,789 | 63.30 | 11,887,043.70 |
| | CHINA RESOURCES LAND LTD | 213,461 | 30.20 | 6,446,522.20 |
| | CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD | 245,896 | 6.70 | 1,647,503.20 |
| | HENDERSON LAND DEVELOPMENT | 97,754 | 50.10 | 4,897,475.40 |
| | HYSAN DEVELOPMENT CO | 44,975 | 43.70 | 1,965,407.50 |
| | WHEELLOCK & CO LTD | 70,590 | 56.55 | 3,991,864.50 |
| | SUNEVISION HOLDINGS | 60,000 | 5.15 | 309,000.00 |
| | TENCENT HOLDINGS LTD | 39,086 | 447.00 | 17,471,442.00 |
| | TONGDA GROUP HOLDINGS LTD | 300,819 | 1.82 | 547,490.58 |
| | CHINA GAS HOLDINGS LTD | 159,697 | 24.25 | 3,872,652.25 |
| CHINA RESOURCES GAS GROUP LT | 63,330 | 26.50 | 1,678,245.00 | |
| CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L | 56,508 | 65.35 | 3,692,797.80 | |
| GUANGDONG INVESTMENT LTD | 234,381 | 11.12 | 2,606,316.72 | |
| HONG KONG & CHINA GAS | 675,634 | 14.80 | 9,999,383.20 | |
| 香港ドル 計 | | 3,813,323 | | 115,336,112.37 (1,574,337,933) |
| シンガポールドル | RIVERSTONE HOLDINGS LTD | 28,300 | 1.09 | 30,847.00 |
| | COMFORTDELGRO CORP LTD | 173,300 | 2.04 | 353,532.00 |
| シンガポールドル 計 | | 201,600 | | 384,379.00 (31,257,700) |
| マレーシアリングット | SCIENTEX BHD | 18,900 | 8.33 | 157,437.00 |
| | HONG LEONG FINANCIAL GROUP | 22,300 | 18.96 | 422,808.00 |
| | PUBLIC BANK BERHAD | 225,200 | 21.98 | 4,949,896.00 |
| | AEON CREDIT SERVICE M BHD | 6,750 | 13.48 | 90,990.00 |
| | MALAYSIAN PACIFIC INDUSTRIES | 8,100 | 8.98 | 72,738.00 |
| マレーシアリングット 計 | | 281,250 | | 5,693,869.00 (156,239,765) |
| タイバーツ | UNIQUE ENGINEERING & CO-FORE | 53,600 | 14.20 | 761,120.00 |
| | AIRPORTS OF THAILAND PCL-FOR | 90,700 | 69.25 | 6,280,975.00 |
| | MAJOR CINEPLEX GROUP-FOREIGN | 44,300 | 29.00 | 1,284,700.00 |
| | BEAUTY COMMUNITY PCL-FOREIGN | 88,100 | 22.50 | 1,982,250.00 |
| | BANGKOK DUSIT MED SERVICE-F | 88,100 | 22.40 | 1,973,440.00 |
| | KRUNGTHAI CARD PCL-FOREIGN | 7,600 | 276.00 | 2,097,600.00 |
| | CENTRAL PATTANA PUB CO-FOREI | 35,700 | 83.75 | 2,989,875.00 |
| | KCE ELECTRONICS PCL-FOREIGN | 28,600 | 72.25 | 2,066,350.00 |
| タイバーツ 計 | | 436,700 | | 19,436,310.00 (66,083,454) |

| | | | | |
|------------------------------|------------------------------|-----------|---------------|------------------------------------|
| フィリピンペソ | INTL CONTAINER TERM SVCS INC | 28,520 | 110.40 | 3,148,608.00 |
| | JOLLIBEE FOODS CORP | 31,350 | 285.00 | 8,934,750.00 |
| | METRO PACIFIC INVESTMENTS CO | 473,800 | 6.05 | 2,866,490.00 |
| | AYALA LAND INC | 401,200 | 45.60 | 18,294,720.00 |
| | GLOBE TELECOM INC | 2,865 | 1,821.00 | 5,217,165.00 |
| フィリピンペソ 計 | | 937,735 | | 38,461,733.00 (78,461,935) |
| インドネシアルピア | UNILEVER INDONESIA TBK PT | 76,469 | 54,800.00 | 4,190,501,200.00 |
| | BANK RAKYAT INDONESIA PERSER | 3,926,799 | 3,860.00 | 15,157,444,140.00 |
| | BPD JAWA TIMUR TBK PT | 302,775 | 785.00 | 237,678,375.00 |
| インドネシアルピア 計 | | 4,306,043 | | 19,585,623,715.00 (154,726,427) |
| 韓国ウォン | SK HOLDINGS CO LTD | 768 | 295,000.00 | 226,560,000.00 |
| | HANSAE CO LTD | 1,743 | 23,100.00 | 40,263,300.00 |
| | GS RETAIL CO LTD | 2,655 | 36,300.00 | 96,376,500.00 |
| | OTTOGI CORPORATION | 115 | 699,000.00 | 80,385,000.00 |
| | AMOREPACIFIC GROUP | 708 | 126,500.00 | 89,562,000.00 |
| | AMOREPACIFIC GROUP-PFD | 273 | 54,600.00 | 14,905,800.00 |
| | MEDY-TOX INC | 120 | 644,000.00 | 77,280,000.00 |
| | SAMJIN PHARMACEUTICAL CO LTD | 857 | 38,200.00 | 32,737,400.00 |
| | DONGWON DEVELOPMENT CO LTD | 4,743 | 4,975.00 | 23,596,425.00 |
| | SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD | 206 | 2,419,000.00 | 498,314,000.00 |
| | LEENO INDUSTRIAL INC | 995 | 62,800.00 | 62,486,000.00 |
| 韓国ウォン 計 | | 13,183 | | 1,242,466,425.00 (124,246,642) |
| 新台幣ドル | ECOVE ENVIRONMENT CORP | 2,751 | 167.50 | 460,792.50 |
| | KERRY TJ LOGISTICS CO LTD | 25,000 | 37.20 | 930,000.00 |
| | ECLAT TEXTILE COMPANY LTD | 14,362 | 299.00 | 4,294,238.00 |
| | MAKALOT INDUSTRIAL CO LTD | 17,000 | 126.50 | 2,150,500.00 |
| | POYA INTERNATIONAL CO LTD | 8,211 | 367.50 | 3,017,542.50 |
| | GRAPE KING BIO LTD | 11,000 | 200.00 | 2,200,000.00 |
| | TCI CO LTD | 4,602 | 298.00 | 1,371,396.00 |
| | TTY BIOPHARM CO LTD | 23,000 | 97.70 | 2,247,100.00 |
| | FIRST FINANCIAL HOLDING CO | 776,229 | 19.45 | 15,097,654.05 |
| | TAICHUNG COMMERCIAL BANK | 206,451 | 10.00 | 2,064,510.00 |
| | POSIFLEX TECHNOLOGY INC | 6,119 | 133.50 | 816,886.50 |
| | ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING | 48,000 | 61.40 | 2,947,200.00 |
| | ASPEED TECHNOLOGY INC | 2,000 | 780.00 | 1,560,000.00 |
| | PHISON ELECTRONICS CORP | 16,000 | 285.50 | 4,568,000.00 |
| VANGUARD INTERNATIONAL SEMI | 60,645 | 62.90 | 3,814,570.50 | |
| 新台幣ドル 計 | | 1,221,370 | | 47,540,390.05 (174,473,231) |
| インドルピー | ASIAN PAINTS LTD | 19,652 | 1,120.35 | 22,017,118.20 |
| | ESSEL PROPACK LTD | 3,815 | 283.95 | 1,083,269.25 |
| | TIDE WATER OIL CO INDIA LTD | 85 | 6,433.60 | 546,856.00 |
| | CERA SANITARYWARE LTD | 314 | 3,398.45 | 1,067,113.30 |
| | FINOLEX CABLES LTD | 3,798 | 714.50 | 2,713,671.00 |
| | LARSEN & TOUBRO LTD | 23,987 | 1,295.50 | 31,075,158.50 |
| | NBCC INDIA LTD | 9,106 | 199.00 | 1,812,094.00 |
| | LA OPALA RG LTD | 1,361 | 631.70 | 859,743.70 |
| | PAGE INDUSTRIES LTD | 200 | 22,086.60 | 4,417,320.00 |
| GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD | 20,344 | 1,037.80 | 21,113,003.20 | |

| | | | | |
|--|-------------------------|------------|----------|----------------------------------|
| | HINDUSTAN UNILEVER LTD | 53,593 | 1,335.90 | 71,594,888.70 |
| | MARICO LTD | 32,124 | 306.85 | 9,857,249.40 |
| | LIC HOUSING FINANCE LTD | 18,522 | 515.05 | 9,539,756.10 |
| | RELIANCE CAPITAL LTD | 11,789 | 478.05 | 5,635,731.45 |
| | HCL TECHNOLOGIES LTD | 40,377 | 914.20 | 36,912,653.40 |
| | インドルピー 計 | 239,067 | | 220,245,626.20 (367,810,195) |
| | 合計 | 11,450,271 | | 2,727,637,282 (2,727,637,282) |

株式以外の有価証券
次表の通りです。

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|------------|------------------------------|---------|--------------------------------|----|
| 投資証券 | 香港ドル | FORTUNE REIT | 132,500 | 1,222,975.00 | |
| | | LINK REIT | 168,557 | 10,905,637.90 | |
| | | PROSPERITY REIT | 119,000 | 401,030.00 | |
| | | 香港ドル 計 | 420,057 | 12,529,642.90 (171,029,625) | |
| | シンガポールドル | ASCENDAS HOSPITALITY TRUST | 74,700 | 64,242.00 | |
| | | CAPITALAND COMMERCIAL TRUST | 151,400 | 269,492.00 | |
| | | MAPLETREE COMMERCIAL TRUST | 118,800 | 186,516.00 | |
| | | MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST | 52,000 | 102,960.00 | |
| | | シンガポールドル 計 | 396,900 | 623,210.00 (50,679,437) | |
| | マレーシアリングット | IGB REAL ESTATE INVESTMENT T | 172,400 | 268,944.00 | |
| | | PAVILION REAL ESTATE INVEST | 79,400 | 110,366.00 | |
| | | マレーシアリングット 計 | 251,800 | 379,310.00 (10,408,266) | |
| | | 合計 | | 232,117,328 (232,117,328) | |

有価証券明細表注記

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の()内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
- 3.外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 組入株式以外 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|------------|----------|--------------|----------------|----------------|
| 香港ドル | 株式 27銘柄 | 90.2% | | 53.1% |
| | 投資証券 3銘柄 | | 9.8% | 5.8% |
| シンガポールドル | 株式 2銘柄 | 38.1% | | 1.1% |
| | 投資証券 4銘柄 | | 61.9% | 1.7% |
| マレーシアリングット | 株式 5銘柄 | 93.8% | | 5.3% |
| | 投資証券 2銘柄 | | 6.2% | 0.4% |
| タイバーツ | 株式 8銘柄 | 100.0% | | 2.2% |
| フィリピンペソ | 株式 5銘柄 | 100.0% | | 2.7% |
| インドネシアルピア | 株式 3銘柄 | 100.0% | | 5.2% |
| 韓国ウォン | 株式 11銘柄 | 100.0% | | 4.2% |
| 新台湾ドル | 株式 15銘柄 | 100.0% | | 5.9% |
| インドルピー | 株式 15銘柄 | 100.0% | | 12.4% |

4.通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

- 5.投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

以下は平成30年3月30日現在のファンドの現況です。

A（為替ヘッジあり）

| | | |
|----------------|-------------|---|
| 資産総額 | 864,828,378 | 円 |
| 負債総額 | 5,035,187 | 円 |
| 純資産総額(-) | 859,793,191 | 円 |
| 発行済口数 | 840,916,459 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.0224 | 円 |

B（為替ヘッジなし）

| | | |
|----------------|---------------|---|
| 資産総額 | 2,427,067,582 | 円 |
| 負債総額 | 4,447,575 | 円 |
| 純資産総額(-) | 2,422,620,007 | 円 |
| 発行済口数 | 2,381,350,524 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.0173 | 円 |

（参考）ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド

以下は平成30年3月30日現在のマザーファンドの現況です。

| | | |
|----------------|---------------|---|
| 資産総額 | 3,292,467,592 | 円 |
| 負債総額 | 633,662 | 円 |
| 純資産総額(-) | 3,291,833,930 | 円 |
| 発行済口数 | 1,666,529,621 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.9753 | 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成30年3月末現在の委託会社の資本金の額：490百万円

委託会社が発行する株式総数：40,000株

発行済株式総数：34,090株

直近5カ年における主な資本の額の増減：平成29年12月15日 資本金490百万円に減資

(2)会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社（投資助言会社を含みます。）を組み合わせて行う運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況（外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況を含みます。）等について、運用部および法務・コンプライアンス部から報告を受けるとともに、その検証を行っています。

上記の体制等は平成30年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

平成30年3月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

| 種 類 | 本 数 | 純資産総額 |
|------------|-----|------------------|
| 追加型株式投資信託 | 35本 | 197,948,919,988円 |
| 単位型株式投資信託 | 0本 | 0円 |
| 追加型公社債投資信託 | 0本 | 0円 |
| 単位型公社債投資信託 | 0本 | 0円 |
| 合 計 | 35本 | 197,948,919,988円 |

3【委託会社等の経理状況】

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度(自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第19期 (平成28年12月31日現在) | 第20期 (平成29年12月31日現在) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 1,766,257 | 1,720,918 |
| 前払費用 | 25,677 | 23,461 |
| 未収委託者報酬 | 338,425 | 432,159 |
| 未収運用受託報酬 | 1,488,261 | 1,654,243 |
| 未収投資助言報酬 | 191,467 | 255,666 |
| 未収入金 | 2 114,514 | 20,511 |
| 繰延税金資産 | - | 375,206 |
| その他流動資産 | 47,798 | 85,970 |
| 流動資産合計 | 3,972,402 | 4,568,138 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物付属設備 | 135,039 | 119,508 |
| 器具備品 | 50,420 | 50,595 |
| 有形固定資産合計 | 1 185,459 | 170,103 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 300 | - |
| 無形固定資産合計 | 300 | - |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期差入保証金 | 57,262 | 57,262 |
| 長期貸付金 | 2 171,000 | 171,000 |
| 投資その他の資産合計 | 228,262 | 228,262 |
| 固定資産合計 | 414,022 | 398,365 |
| 資産合計 | 4,386,424 | 4,966,504 |

(単位：千円)

| | 第19期 (平成28年12月31日現在) | 第20期 (平成29年12月31日現在) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 26,247 | 29,333 |

| | | |
|----------|-----------|-----------|
| 未払金 | | |
| 未払手数料 | 36,603 | 40,954 |
| 未払委託調査費 | 561,923 | 837,693 |
| 未払委託計算費 | 5,840 | 6,294 |
| その他未払金 | 192,405 | 358,282 |
| 未払金合計 | 796,772 | 1,243,224 |
| 未払費用 | 57,331 | 104,317 |
| 未払消費税等 | 55,638 | 258,699 |
| 未払法人税等 | 102,616 | 459,314 |
| 前受金 | 53,813 | 53,813 |
| 賞与引当金 | 539,321 | 632,237 |
| リース債務 | 156 | 162 |
| 流動負債合計 | 1,631,900 | 2,781,102 |
| 固定負債 | | |
| 資産除去債務 | 36,531 | 36,940 |
| 長期未払金 | 800,484 | 872,920 |
| 長期未払費用 | 10,669 | 1,229 |
| 長期リース債務 | 273 | 110 |
| 固定負債合計 | 847,958 | 911,201 |
| 負債合計 | 2,479,858 | 3,692,304 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,609,500 | 490,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | - | 13,685 |
| 資本剰余金合計 | - | 13,685 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 23,988 | 108,814 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 273,077 | 661,699 |
| 利益剰余金合計 | 297,066 | 770,513 |
| 株主資本合計 | 1,906,566 | 1,274,199 |
| 純資産合計 | 1,906,566 | 1,274,199 |
| 負債純資産合計 | 4,386,424 | 4,966,504 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第19期 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日) | 第20期 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日) |
|--------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 1,130,846 | 1,313,922 |
| 運用受託報酬 | 4,709,058 | 6,173,936 |
| 投資助言報酬 | 522,734 | 624,116 |
| その他収益 | 769,433 | 1,069,226 |
| 営業収益合計 | 7,132,073 | 9,181,202 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 132,605 | 145,424 |

| | | |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 広告宣伝費 | 190 | 310 |
| 調査費 | | |
| 委託調査費 | 3,577,514 | 4,546,385 |
| 図書費 | 1,431 | 1,640 |
| 調査費合計 | 3,578,946 | 4,548,026 |
| 委託計算費 | 61,984 | 65,348 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 8,367 | 9,037 |
| 印刷費 | 10,051 | 9,175 |
| 協会費 | 11,369 | 11,505 |
| 営業雑経費合計 | 29,788 | 29,718 |
| 営業費用合計 | 3,803,515 | 4,788,828 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 71,351 | 58,655 |
| 給料・手当 | 1,068,214 | 1,068,119 |
| 賞与 | 44,830 | 42,549 |
| 賞与引当金繰入額 | 539,321 | 632,237 |
| 給料合計 | 1,723,717 | 1,801,561 |
| 福利厚生費 | 159,549 | 161,989 |
| 交際費 | 15,239 | 10,293 |
| 寄付金 | 2,637 | 416 |
| 旅費交通費 | 29,934 | 28,479 |
| 租税公課 | 30,095 | 46,086 |
| 不動産賃借料 | 162,459 | 66,583 |
| 退職給付費用 | 157,550 | 150,456 |
| 消耗器具備品費 | 348,757 | 333,042 |
| 事務委託費 | 38,134 | 30,015 |
| 修繕費 | 6,243 | 7,504 |
| 水道光熱費 | 5,638 | 4,210 |
| 会議費用 | 3,356 | 1,382 |
| 固定資産減価償却費 | 43,559 | 32,503 |
| 諸経費 | 219,760 | 207,937 |
| 一般管理費合計 | 2,946,632 | 2,882,462 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 381,926 | 1,509,911 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,381 | 2,289 |
| その他営業外収益 | 3,122 | 2,461 |
| 営業外収益合計 | 4,503 | 4,751 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 71 | 11 |
| 為替差損 | 2,296 | 1,352 |
| 営業外費用合計 | 2,368 | 1,364 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 384,060 | 1,513,298 |
| 特別損失 | | |
| 割増退職金 | 31,673 | 76,795 |
| 固定資産除却損 | 1 | - |
| 特別損失合計 | 45,373 | 76,795 |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ） | 338,687 | 1,436,503 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 65,609 | 490,010 |
| 法人税等調整額 | - | 375,206 |

| | | |
|-----------------|---------|-----------|
| 法人税等合計 | 65,609 | 114,804 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 273,077 | 1,321,699 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

| 第19期 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日) | | | | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|-----------|
| | 株主資本 | | | | | | | | 純資産合計 | |
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当期首残高 | 1,609,500 | - | - | - | - | - | 263,877 | 263,877 | 1,873,377 | 1,873,377 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - | 23,988 | | 263,877 | 239,888 | 239,888 | 239,888 |
| 当期純利益又は 当期純損失（ ） | - | - | - | - | - | | 273,077 | 273,077 | 273,077 | 273,077 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | - | - | - | - | - | | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | 23,988 | | 9,200 | 33,188 | 33,188 | 33,189 |
| 当期末残高 | 1,609,500 | - | - | - | 23,988 | | 273,077 | 297,066 | 1,906,566 | 1,906,566 |

(単位:千円)

| 第20期 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日) | | | | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|-----------|
| | 株主資本 | | | | | | | | 純資産合計 | |
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当期首残高 | 1,609,500 | - | - | - | 23,988 | | 273,077 | 297,066 | 1,906,566 | 1,906,566 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | 13,685 | 1,119,500 | 1,105,814 | 84,825 | | 933,077 | 848,252 | 1,954,066 | 1,954,066 |
| 当期純利益又は 当期純損失（ ） | - | - | - | - | - | | 1,321,699 | 1,321,699 | 1,321,699 | 1,321,699 |
| 資本金から その他資本剰余金 への振替 | 1,119,500 | - | 1,119,500 | 1,119,500 | - | | - | - | - | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | - | - | - | - | - | | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | 1,119,500 | 13,685 | - | 13,685 | 84,825 | | 388,622 | 473,447 | 632,366 | 632,366 |
| 当期末残高 | 490,000 | 13,685 | - | 13,685 | 108,814 | | 661,699 | 770,513 | 1,274,199 | 1,274,199 |

注記事項

(重要な会計方針)

| | |
|--------------------|-------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 該当事項はありません。 |
|--------------------|-------------|

| | |
|----------------------------|--|
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |
| 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 4. 引当金の計上基準 | 賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 |
| 5. リース取引の処理方法 | リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 |

(貸借対照表関係)

| 第19期 平成28年12月31日現在 | | 第20期 平成29年12月31日現在 | |
|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| *1 有形固定資産の減価償却累計額 | | *1 有形固定資産の減価償却累計額 | |
| 建物付属設備 | 96,327千円 | 建物付属設備 | 115,337千円 |
| 器具備品 | 115,466千円 | 器具備品 | 128,659千円 |
| *2 関係会社項目 | | *2 関係会社項目 | |
| 未収入金 | 19,045千円 | 未収入金 | 20,152千円 |
| 長期貸付金 | 5,000千円 | 長期貸付金 | 5,000千円 |

(損益計算書関係)

| 第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日 | | 第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日 | |
|--|----------|--|--|
| *1 固定資産除却損 | | 該当事項はありません。 | |
| 建物付属設備 | 10,804千円 | | |
| 器具備品 | 2,895千円 | | |
| | 13,700千円 | | |

(株主資本等変動計算書関係)

| 第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日 | | | | | 第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日 | | | | |
|--|---------------|----------------|----------------|---------------|--|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 | | | | | 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 | | | | |
| 株式の種類 | 当期首株式数 (株) | 当期増加株式数 (株) | 当期減少株式数 (株) | 当期末株式数 (株) | 株式の種類 | 当期首株式数 (株) | 当期増加株式数 (株) | 当期減少株式数 (株) | 当期末株式数 (株) |
| 発行済株式 | | | | | 発行済株式 | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|--------|-----------|-----------|-------------|--|---------------------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|
| 普通株式 | 34,090 | - | - | 34,090 | 普通株式 | 34,090 | - | - | 34,090 | | |
| 合計 | 34,090 | - | - | 34,090 | 合計 | 34,090 | - | - | 34,090 | | |
| 2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額 | | | | | 2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額 | | | | | | |
| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たりの配当額 | 基準日 | 効力発生日 | 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たりの配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
| 平成28年5月13日 株主総会 | 普通株式 | 19,146千円 | 561.65円 | 平成27年12月31日 | 平成28年5月20日 | 平成29年3月28日 株主総会 | 普通株式 | 248,252千円 | 7,282.25円 | 平成28年12月31日 | 平成29年4月4日 |
| 平成28年11月19日 株主総会 | 普通株式 | 220,741千円 | 6,475.26円 | 平成27年12月31日 | 平成28年11月30日 | 平成29年10月26日 株主総会 | 普通株式 | 600,000千円 | 17,600.46円 | 平成29年6月30日 | 平成29年10月27日 |
| | | | | | 平成29年11月6日 株主総会 | 普通株式 | 1,105,814千円 | 32,438.07円 | 平成29年6月30日 | 平成29年12月18日 | |
| (2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの | | | | | (2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。 | | | | | | |
| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当の原資 | 1株当たりの配当額 | 基準日 | 効力発生日 | | | | | |
| 平成29年3月28日 株主総会 | 普通株式 | 248,252千円 | 利益 剰余金 | 7,282.25円 | 平成28年12月31日 | 平成29年4月4日 | | | | | |

(リース取引関係)

| 第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日 | 第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日 |
|--|--|
| 注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

(金融商品関係)

| 第19期 平成28年12月31日現在 | 第20期 平成29年12月31日現在 |
|--|---|
| 1. 金融商品の状況に関する事項 | |
| (1)金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。 | |
| (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。 未払金、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。 | |
| 2. 金融商品の時価等に関する事項 平成28年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。 | 2. 金融商品の時価等に関する事項 平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。 |

| (単位：千円) | | | | (単位：千円) | | | | | |
|--|-----------------|-----------|-------------|--|-----------------|-------------|------|-------------|-----|
| | 貸借対照表 計上額() | 時価() | 差額 | | 貸借対照表 計上額() | 時価() | 差額 | | |
| (1)預金 | 1,766,257 | 1,766,257 | - | (1)預金 | 1,720,918 | 1,720,918 | - | | |
| (2)未収委託者報酬 | 338,425 | 338,425 | - | (2)未収委託者報酬 | 432,159 | 432,159 | - | | |
| (3)未収運用受託報酬 | 1,488,261 | 1,488,261 | - | (3)未収運用受託報酬 | 1,654,243 | 1,654,243 | - | | |
| (4)未払金 | (778,822) | (778,822) | - | (4)未収投資助言報酬 | 255,666 | 255,666 | - | | |
| ()負債に計上されているものについては、()で示してあります。 | | | | (5)未払金 | (1,243,224) | (1,243,224) | - | | |
| (注1)金融商品の時価の算定方法 (1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、並びに(4)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円) | | | | (6)未払消費税等 | (258,699) | (258,699) | - | | |
| | | | | (7)未払法人税等 | (459,314) | (459,314) | - | | |
| | | | | ()負債に計上されているものについては、()で示してあります。 | | | | | |
| | | | | (注1)金融商品の時価の算定方法 (1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、(5)未払金、(6)未払消費税等、並びに(7)未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円) | | | | | |
| | | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 | | | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 |
| (1)預金 | 1,766,257 | - | - | - | (1)預金 | 1,720,918 | - | - | - |
| (2)未収委託者報酬 | 338,425 | - | - | - | (2)未収委託者報酬 | 432,159 | - | - | - |
| (3)未収運用受託報酬 | 1,488,261 | - | - | - | (3)未収運用受託報酬 | 1,654,243 | - | - | - |
| | | | | | (4)未収投資助言報酬 | 255,666 | - | - | - |

(有価証券関係)

| 第19期 平成28年12月31日現在 | 第20期 平成29年12月31日現在 |
|---|-----------------------------------|
| 1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。 | 1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。 |
| 2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、 該当事項はありません。 | 2. 当期中に売却したその他有価証券 同左 |

(デリバティブ取引関係)

| 第19期 平成28年12月31日現在 | 第20期 平成29年12月31日現在 |
|-----------------------|-----------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(退職給付関係)

| 第19期 平成28年12月31日現在 | 第20期 平成29年12月31日現在 |
|-----------------------|-----------------------|
| | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------|---------|---|--------------|----------|--------|-------------|---------|----------------|---------|---|-------------|---------|--------|---------|----------|--------|-----|-----|-------------|---------|----------------|---------|
| <p>1.採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。</p> | <p>1.採用している退職給付制度の概要 同左</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2.退職一時金制度 (単位：千円)</p> <p>(1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表</p> <table> <tr> <td>長期未払金の当期首残高</td> <td>769,305</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>108,829</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>77,650</td> </tr> <tr> <td>長期未払金の当期末残高</td> <td>800,484</td> </tr> </table> <p>(2)退職給付費用 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>108,829</td> </tr> </table> | 長期未払金の当期首残高 | 769,305 | 退職給付費用 | 108,829 | 退職給付の支払額 | 77,650 | 長期未払金の当期末残高 | 800,484 | 簡便法で計算した退職給付費用 | 108,829 | <p>2.退職一時金制度 (単位：千円)</p> <p>(1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表</p> <table> <tr> <td>長期未払金の当期首残高</td> <td>800,484</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>102,852</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>30,556</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>長期未払金の当期末残高</td> <td>872,920</td> </tr> </table> <p>(2)退職給付費用 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>102,852</td> </tr> </table> | 長期未払金の当期首残高 | 800,484 | 退職給付費用 | 102,852 | 退職給付の支払額 | 30,556 | その他 | 140 | 長期未払金の当期末残高 | 872,920 | 簡便法で計算した退職給付費用 | 102,852 |
| 長期未払金の当期首残高 | 769,305 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付費用 | 108,829 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付の支払額 | 77,650 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期未払金の当期末残高 | 800,484 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 108,829 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期未払金の当期首残高 | 800,484 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付費用 | 102,852 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付の支払額 | 30,556 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 140 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期未払金の当期末残高 | 872,920 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 102,852 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3.確定拠出制度 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>確定拠出制度への要拠出額</td> <td>48,720</td> </tr> </table> | 確定拠出制度への要拠出額 | 48,720 | <p>3.確定拠出制度 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>確定拠出制度への要拠出額</td> <td>47,604</td> </tr> </table> | 確定拠出制度への要拠出額 | 47,604 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確定拠出制度への要拠出額 | 48,720 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確定拠出制度への要拠出額 | 47,604 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(ストック・オプション等関係)

| 第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日 | 第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日 |
|--|--|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(税効果会計関係)

| 第19期 平成28年12月31日現在 | 第20期 平成29年12月31日現在 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------|--------|--------------------|---------|--------|---------|---|-------------|--------|--------------------|-------|---------|--------|-------|-----|--------|----------|---------|--------|---------|-----------|---|--|--------|--|------|---------|-------|---------|--------|--------|-------|---------|--------|-----|-----|--------|----------|---------|--------|---------|-----------|---------|
| <p>1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td>104,951</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>188,305</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>166,418</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td>35,032</td> </tr> <tr> <td>長期未払金</td> <td>247,005</td> </tr> <tr> <td>長期未払費用</td> <td>3,292</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19,182</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>764,187</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>764,187</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td>0</td> </tr> </table> | 繰延税金資産 | | 税務上の繰越欠損金 | 104,951 | 未払費用 | 188,305 | 賞与引当金 | 166,418 | 資産除去債務 | 35,032 | 長期未払金 | 247,005 | 長期未払費用 | 3,292 | その他 | 19,182 | 繰延税金資産合計 | 764,187 | 評価性引当額 | 764,187 | 繰延税金資産の純額 | 0 | <p>1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>277,603</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>195,108</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td>36,822</td> </tr> <tr> <td>長期未払金</td> <td>276,669</td> </tr> <tr> <td>長期未払費用</td> <td>379</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>26,695</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>816,279</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>441,072</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td>375,206</td> </tr> </table> | 繰延税金資産 | | 未払費用 | 277,603 | 賞与引当金 | 195,108 | 資産除去債務 | 36,822 | 長期未払金 | 276,669 | 長期未払費用 | 379 | その他 | 26,695 | 繰延税金資産合計 | 816,279 | 評価性引当額 | 441,072 | 繰延税金資産の純額 | 375,206 |
| 繰延税金資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税務上の繰越欠損金 | 104,951 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払費用 | 188,305 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与引当金 | 166,418 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資産除去債務 | 35,032 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期未払金 | 247,005 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期未払費用 | 3,292 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 19,182 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 764,187 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 764,187 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産の純額 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払費用 | 277,603 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与引当金 | 195,108 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資産除去債務 | 36,822 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期未払金 | 276,669 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期未払費用 | 379 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 26,695 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 816,279 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 441,072 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産の純額 | 375,206 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td>30.86%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>7.53%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td>0.20%</td> </tr> </table> | 法定実効税率 (調整) | 30.86% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 7.53% | 住民税均等割 | 0.20% | <p>2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td>30.86%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>1.93%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td>0.01%</td> </tr> </table> | 法定実効税率 (調整) | 30.86% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.93% | 住民税均等割 | 0.01% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法定実効税率 (調整) | 30.86% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 7.53% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税均等割 | 0.20% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法定実効税率 (調整) | 30.86% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.93% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税均等割 | 0.01% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|--------|--------------------------------|--------|
| 評価性引当額の増減 | 38.52% | 評価性引当額の増減 | 22.49% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額 修正 | 16.40% | その他 | 2.32% |
| その他 | 2.90% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 7.99% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 19.37% | | |
| 3.法人税等の変更等による影響 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成29年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の33.10%から30.86%になります。 | | 3.法人税等の変更等による影響 該当事項はありません。 | |

(資産除去債務関係)

| 第19期 平成28年12月31日現在 | 第20期 平成29年12月31日現在 |
|---|-----------------------|
| 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの | |
| 1.当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 | |
| 2.当該資産除去債務の金額の算定方法 使用可能期間を10年8ヶ月と見積もり、割引率は0.525%と1.395%及び0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 | |
| 3.当該資産除去債務の総額の増減 当事業年度において、資産の除却時点において必要とされる除却費用が、当初の見積額を超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0%で割り引き、変更前の資産除去債務残高に5,015千円加算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。 | 3.当該資産除去債務の総額の増減 |
| (単位：千円) | (単位：千円) |
| 当期首残高 | 70,719 |
| 時の経過による調整額 | 2,100 |
| 見積りの変更による増加額 | 5,015 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | 41,303 |
| 当期末残高 | 36,531 |
| | 当期首残高 |
| | 36,531 |
| | 時の経過による調整額 |
| | 409 |
| | 当期末残高 |
| | 36,940 |

(セグメント情報等)

| |
|--|
| 第19期 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日) |
|--|

| | | | | | |
|--|-----------|-----------|-------------|---------|-----------|
| 1.セグメント情報 | | | | | |
| <p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。</p> <p>従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p> | | | | | |
| 2.関連情報 | | | | | |
| (1)製品及びサービスごとの情報 | | | | | |
| （単位：千円） | | | | | |
| | 投資信託業 | 投資一任業 | 投資助言業 | その他 | 合計 |
| 外部顧客への営業収益 | 1,130,846 | 4,709,058 | 522,734 | 769,433 | 7,132,073 |
| (2)地域ごとの情報 | | | | | |
| <p>営業収益</p> <p>本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。</p> <p>有形固定資産</p> <p>本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。</p> | | | | | |
| (3)主要な顧客ごとの情報 | | | | | |
| （単位：千円） | | | | | |
| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益 | | 関連するセグメント | | |
| A社（ ） | 2,611,712 | | 投資一任業・投資助言業 | | |
| （ ）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。 | | | | | |
| 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 | | | | | |
| 該当事項はありません。 | | | | | |
| 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 | | | | | |
| 該当事項はありません。 | | | | | |
| 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 | | | | | |
| 該当事項はありません。 | | | | | |

| | | | | | |
|--|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 第20期 | | | | | |
| （自 平成29年 1月 1日 | | | | | |
| 至 平成29年12月31日） | | | | | |
| 1.セグメント情報 | | | | | |
| <p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。</p> <p>従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p> | | | | | |
| 2.関連情報 | | | | | |
| (1)製品及びサービスごとの情報 | | | | | |
| （単位：千円） | | | | | |
| | 投資信託業 | 投資一任業 | 投資助言業 | その他 | 合計 |
| 外部顧客への営業収益 | 1,313,922 | 6,173,936 | 624,116 | 1,069,226 | 9,181,202 |

| | | |
|---|-----------|-------------|
| (2)地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。 | | |
| (3)主要な顧客ごとの情報 <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> | | |
| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益 | 関連するセグメント |
| A社（ ） | 3,848,315 | 投資一任業・投資助言葉 |
| （ ）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。 | | |
| 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。 | | |
| 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。 | | |
| 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。 | | |

(関連当事者情報)

第19期（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議決権等 の被所有 割合 | 関係内容 | | 取引の 内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----------------|--------------------------------------|-----------------------------|------------------|--------------------|--------------------|------------|-------------------|---------------------|--------------|-----------|--------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上の 関係 | | | | |
| 親会社 の 子会社 | Russell Investments Group, LLC | アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市 | - | コーポ レート サポート | なし | 兼任 1人 | 業務委託 契約 の締結 | 貸付金の 更改 | 166,000 | 長期 貸付金 | 166,000 |
| | | | | | | | | 受取利息 | 1,257 | | |
| | | | | | | | | 営業費用 及び一般 管理費 | 1,762,392 | 未払金 | 136,129 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、貸付期間は3年としております。

(注2) 営業費用及び一般管理費については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッド（非上場）

TAアソシエーツ（非上場）

レバレンス・キャピタル・パートナーズ（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第20期（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議決権等 の被所有 割合 | 関係内容 | | 取引の 内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|--------------------------------------|-----------------------------|------------------|----------------|--------------------|------------|-------------------|---------------------|--------------|-----|--------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上の 関係 | | | | |
| 親会社の 子会社 | Russell Investments Group, LLC | アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市 | - | コーポレー トサポート | なし | 兼任 1人 | 業務委託 契約 の締結 | 営業費用 及び一般 管理費 | 2,372,173 | 未払金 | 331,934 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 営業費用及び一般管理費については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッド（非上場）

TAアソシエーツ（非上場）

レバレンス・キャピタル・パートナーズ（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日 | 第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日 |
|---|--|---|
| 1株当たり純資産額 | 55,927.43円 | 1株当たり純資産額 37,377.52円 |
| 1株当たり当期純利益 | 8,010.48円 | 1株当たり当期純利益 38,770.88円 |
| 損益計算書上の当期純利益 | 273,077千円 | 損益計算書上の当期純利益 1,321,699千円 |
| 1株当たり当期純利益の算定に用いられ た普通株式に関する当期純利益 | 273,077千円 | 1株当たり当期純利益の算定に用いられ た普通株式に関する当期純利益 1,321,699千円 |
| 差額 | - | 差額 - |
| 期中平均株式数 | | 期中平均株式数 |
| 普通株式 | 34,090株 | 普通株式 34,090株 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について は、潜在株式が存在しないため記載していません。 | | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について は、潜在株式が存在しないため記載していません。 |

(重要な後発事象)

| | 第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日 | 第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日 |
|-------------|--|--|
| 該当事項はありません。 | | 該当事項はありません。 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記、に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

目的の変更および 機関設計の変更（会計監査人設置会社の廃止）に伴い、定款を変更しました。に伴う変更は平成29年12月15日付とし、に伴う変更については、資本金の額の減少の効力発生により資本金の額が5億円未満となることを条件とし、平成30年3月開催予定の第20期（自平成29年1月1日至平成29年12月31日）計算書類報告の定時株主総会の日付とします。

(2)訴訟その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

| (a)名称 | (b)資本金の額 (平成29年9月末現在) | (c)事業の内容 |
|---|--------------------------|--|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社) | 324,279百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

(2)販売会社

| (a)名称 | (b)資本金の額 (平成29年9月末現在) | (c)事業の内容 |
|----------|--------------------------|-------------------------------|
| 野村證券株式会社 | 10,000百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

(3)外部委託先運用会社（「A（為替ヘッジあり）」およびマザーファンド）

| (a)名称 | (b)資本金の額 | (c)事業の内容 |
|---|------------------------------------|--|
| ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー | リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。 | 金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

《再信託受託会社の概要》

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成29年9月末現在）

事業内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3)外部委託先運用会社

委託会社との契約により、「A（為替ヘッジあり）」については為替ヘッジに関し、またマザーファンドについては株式等の運用に関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、「A（為替ヘッジあり）」およびマザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

Russell Investments Japan Holdco合同会社は、委託会社の全株を保有し、同社はラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの実質的な子会社です。

ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーは、ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの実質的な子会社です。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にファンドのロゴ・マークやキャッチ・コピー等を表示し、イラスト、写真、図案等を採用することがあります。また、目論見書の裏表紙に委託会社のロゴ・マークを表示することがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙または表紙裏面の記載について
「投資信託説明書（交付目論見書）」と記載します。
金融商品取引法上の目論見書である旨を記載します。
交付目論見書の使用開始日を記載します。
委託会社に関する情報として、委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、投資信託財産の合計純資産総額、「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨および照会先（ホームページアドレス、電話番号および受付時間等）を記載します。
受託会社に関する情報として、受託会社の名称および「ファンドの財産の保管及び管理を行う者である。」旨を記載します。
請求目論見書の入手方法を記載します。
届出の効力に関する事項について記載します。
以下の事項を記載します。
 - ・商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨。
 - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (3) 交付目論見書の裏表紙に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書の表紙に「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するとともに、委託会社の名称、金融商品取引法上の目論見書である旨を記載します。
- (5) 請求目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に信託約款を掲載します。
- (7) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、交付目論見書で当該内容を説明した図表等を付加して当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 投信評価機関、投信評価会社等による評価を取得・使用する場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月16日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 男 澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月22日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 男 澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100A（為替ヘッジあり）の平成29年8月22日から平成30年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100A（為替ヘッジあり）の平成30年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月22日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 男 澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100B（為替ヘッジなし）の平成29年8月22日から平成30年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100B（為替ヘッジなし）の平成30年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。